

平成24年第1回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第1日目）

平成24年2月17日（金曜日）

◎出席委員（17名）

委員長 深谷 晃祐

副委員長 吉田 瑞生

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

昌浦 泰巳 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（1名）

雨森 修一 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 郷家 栄一

収納課長 佐藤 利夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

商工観光課長 菊田 忠雄

こども福祉課長 但木 正敏

健康課長 浦山 幸一

介護福祉課長 松岡 秀樹

国保年金課長 高橋 信子

選挙管理委員会事務局長 長田 健

建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

文化財課長 加藤 佳保

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

午前 10 時 00 分 開会

●正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 17 名であります。本日は、雨森修一委員から欠席届が出されております。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、建設水道常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長には深谷晃祐委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は深谷晃祐委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、深谷晃祐委員長席に着く)

○深谷委員長

皆さん、改めましておはようございます。

私、今回初めて特別委員会の委員長を仰せつかりまして、輪番制ということでございますが大変なれでございますので、皆様の御協力をもってより濃い審議を通して市民の方に寄与したいというふうに思いますので、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○深谷委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には吉田瑞生委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）

○深谷委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 16 号から議案第 21 号までの平成 23 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず、議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

関係課長等から順次、説明を求めます。

○菅野市長公室長

平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）の各担当課長等からの事項別説明に先立ちまして、私の方から本補正予算の概要と特徴について説明をさせていただきたいと存じます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 2,802 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 437 億 6,130 万 5,000 円とするものでございます。本来ならば、本補正予算は、例年で言うところの最終予算として提案すべきところでございますが、震災復興交付金事業に係る経費を計上するまでには至っていないため、平成 23 年度予算に計上すべき事業のすべてを網羅することができていない状態となっております。復興基金交付金事業の採否が明らかになり次第、必要に応じ速やかに補正予算を編成するなどの確な対応をまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

それでは、本補正予算の特徴的な点につきまして御説明申し上げます。

第 1 点目といたしましては、現計予算で市債を充てて対応しておりました災害復旧事業の地方負担額等につきましては、可能な範囲で震災復興特別交付税への組み替えを行うこととしております。

2 点目といたしましては、地域活性化・公共投資臨時基金の取り崩し期限が平成 23 年度であることから、全額を取り崩し対象事業への充当を行うこととしております。

3 点目といたしましては、昨年 12 月に設置いたしました東日本大震災復興基金について、既定事業のうち同基金の充当事業として適当と認められる事業への充当を積極的に行うこととしております。

4 点目としましては、さきに御審議賜りました基金の再編等に伴う関係条例の整備に関する条例の規定に則した補正を行うこととしております。

最後に、5 点目といたしましては、一時借入金の最高額を 5 億円から 30 億円に変更することとしております。

また、平成 24 年度一般会計当初予算との関係になりますが、平成 24 年度における大幅な市税収入の減少は相当深刻なものになると見込んでおります。

このような財源不足への対策といたしまして、一つには、平成 24 年度の歳出を可能な範囲で抑制することとし、加えて平成 23 年度末での財政調整基金の残高見込み額を極力大きくするため、基金の再編等による直接的な財政調整基金の積み増し、同じく基金を活用した既定事業の財源組み替え、歳出予算の精査による財政調整基金繰入金の積み戻しなど平成 23 年度、平成 24 年度予算での一体的な取り組みにより対応することとしたところでございます。

そのようなことから、本補正予算におきましては、財源組み替えや事業費確定による不用額の減額補正を積極的に行っております。実質的な内容と比較して、補正のボリュームが相当大きなものとなっております。したがって、事業費確定による不用額の減額補正につきましては、めり張りのある説明をさせていただくため、政策的判断で事業を中止したものや特別な事由によって補正が必要となったものを除きまして、個別の詳細説明を省略させていただくことについて御了解いただきますようお願い申し上げます。

また、本補正予算におきましては、共通した理由によって予算の各款項にわたって補正が必要となったものを計上しております。

具体的に申し上げますと、人件費と建物等保険料に関するものでございますが、人件費につきましては総務課長、建物等保険料関係につきましては管財課長から一括して御説明申し上げますので、各担当課長等からの事項別の説明時における当該事項の説明は省略させていただきたいと存じますので、あわせてお願い申し上げます。

それでは、補正予算の詳細について、各担当課長等から御説明を申し上げます。

● 人件費

○竹谷総務課長

それでは、初めに、今回の補正予算のうち職員人件費補正の一括説明をさせていただきます。資料 3 の議会関係資料の 41 ページ、お願いいたします。41 ページになります。

職員人件費につきましては、一般会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計を一括して説明させていただきます。したがって、各科目ごとの各課長等からの説明では、職員人件費につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく御了承をお願いいたします。

それでは、平成 23 年度人件費補正関係資料により御説明を申し上げます。

表の説明につきましては、右から 3 列目の今回補正額の欄を用いて説明させていただきます。

なお、今回の補正理由としまして、4 節の共済費から支出することとなります全職員が加入しております宮城県市町村職員共済組合への負担金のうち、基礎年金拠出金に係る公的負担金の率に変更になったことに伴い増額補正をするものでございます。これは、昨年 12 月 14 日に地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律が施行されまして、平成 23 年度の基礎年金拠出金負担金に係る公的負担金率が改定されたことに伴うものでございます。したがって、今回の補正予算の全会計、全科目ともに補正することとなる人件費は、同一の理由により 4 節共済費のみとなっております。

初めに、一般会計ですが、今回補正額、計の欄でございますが、共済費を 2,285 万 9,000 円増額しまして、補正後の予算額を 33 億 5,048 万 2,000 円とするものでございます。次に、介護保険特別会計でございますが、7 万 8,000 円を増額しまして、補正後の予算額を 1,085 万 6,000 円とするものでございます。

続きまして、下水道事業特別会計でございますが、91 万 7,000 円を増額しまして、補正後の予算額を 1 億 2,802 万 3,000 円とするものでございます。

これによりまして、この表の一番下、総計の欄でございますけれども、一般会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計を合計しまして、総額で 2,385 万 4,000 円を増額しまして、補正後の予算額を 34 億 8,936 万 1,000 円とするものでございます。

なお、42 ページと次の 43 ページに一般会計の款ごとの内訳を掲載させていただきました。説明は省略させていただきますので、御参照願いたいと思います。

以上で人件費補正の一括説明を終わらせていただきます。

● 役務費（保険料）

○阿部管財課長

続きまして、東日本大震災による建物等保険料の免除について総括説明をさせていただきますので、資料 3 の議案関係資料、44 ページをお願いいたします。

東日本大震災による建物等保険料の免除の概要により説明させていただきます。

建物等保険料の免除につきましては、一般会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計を一括して御説明させていただきます。したがって、各科目ごとの各課長等からの説明では、建物等保険料の免除につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

初めに、1 の免除の対象でございますが、平成 23 年度に契約申し込みを行った全国市有物件災害共済会、建物総合損害共済及び自動車損害共済に係る保険料が対象となり、これらはすべて 12 節役務費保険料で計上させていただいております。

ここで、本件が減額補正に至るまでの経緯を説明させていただきます。

多賀城市所有の建物及び自動車は、災害や事故による損害を補てんするため、社団法人全国市有物件災害共済会の各種共済に委託契約しております。当共済会は、全国の市が共同して市有財産の災害等による損害を相互救済する事業を行うことを目的として設立された公益法人であります。当共済会では、東日本大震災の発生に伴い、地震保険の全損地域として認定された市や巨大津波による被害が甚大であった市については、人的及び産業面での被害

が深刻であり復旧、復興には莫大な費用が見込まれることから、被災市の財政支援策として地震見舞金の交付及び共済基金分担金の免除を行うこととされました。本件は、共済基金分担金、すなわち建物及び自動車の損害保険料の免除に伴い減額補正を行うものでございます。

次に、2の免除の対象件数及び金額の表について説明させていただきます。

左から、会計、区分、共済保険の種別、対象となる建物等の件名、対象件数、今回の補正金額、所管部課となっております。なお、款ごとの内訳を記載させていただきましたが、説明は省略させていただきますので御参照願います。

次のページをお願いいたします。

会計別の補正額は、一般会計ですが、表の下から14行目、合計欄になりますが、建物が82件、356万8,000円、自動車が82台、157万3,000円、合計514万1,000円の減額補正でございます。

次に、特別会計ですが、介護保険特別会計は自動車のみ3台、5万1,000円の減額補正でございます。

下水道事業特別会計は、建物17件、31万1,000円、自動車2台、6万4,000円で合計37万5,000円の減額補正でございます。

以上で東日本大震災による建物等保険料の免除の概要についての総括説明を終わらせていただきます。

● 歳出説明

○阿部管財課長

続きまして、資料2の63ページをお願いいたします。

各科目ごとに歳出から御説明させていただきます。

● 1款 議会費

○伊藤議会事務局長

それでは、議会費の方から説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費で400万3,000円の減は、説明欄1の議会だより発行事業から5の議会運営支援事業については、事業費確定に伴う減額補正でございます。

● 2款 総務費

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

2款1項1目一般管理費で762万8,000円の減額でございます。説明欄、市長公室の1行政改革推進事業は37万5,000円の減額で、行政改革推進委員会を開催しなかったことにより委員謝金を減額するものでございます。

○竹谷総務課長

次に、総務課関係の1、総務課総務事務は1万5,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

これは北方領土返還要求並びに漁業協力促進に関する宮城県民会議に負担すべき平成 23

年度負担金がこのたびの震災により免除されたことによるものでございます。

2の総務部公用車管理事業は41万4,000円の減額でございます。これは、今年度新たに公用車1台の借り上げを予定しておりましたが、震災復旧業務支援としまして車両の寄附があったことによりまして、公用車の借り上げを行わなかったものでございます。

3の人事管理事業は90万1,000円の減額でございます。これは、職員採用試験につきまして、例年学科試験等の採点業務を専門機関に委託等を行って実施しておりますが、平成23年度分に関しましては、このたびの震災により、これらの経費の負担が全額免除されたことによるものでございます。

4の育成評価システムステップアップ事業は500万円の減額でありますけれども、震災の影響によりまして、今年度分の事業の実施を来年度にスライドさせて行うこととしたことによるものでございます。

次の5の職員研修事業は419万8,000円、6の職員安全衛生管理事業は60万円のそれぞれ減額でございます。これらは事業費の確定に伴う減額補正でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分ですが、1の住民自治形成プロジェクト事業で30万円の減額補正は、震災の影響により事業の一部を縮小し、モデル地区の大代地区のみで実施したことから減額をするものです。

3の市民活動団体補助事業につきましては、応募団体がなかったことから減額をするものです。

次に、3目広報広聴費で421万3,000円の減額補正ですが、1の広報誌発行事業で8節報償費110万7,000円と12節手数料の10万6,000円の減額につきましては、宮城県政だよりが奇数月の隔月発行となったことなどによりまして、自治会、町内会に対する県政だより取り扱い謝礼等を減額するものです。

11節の需用費で300万円の減額につきましては、広報誌印刷製本費の契約単価が予算見積もり単価を下回ったこと及び6月号まで広報誌の発行を中止したことにより減額するものでございます。

○阿部管財課長

6目財産管理費で7万7,000円の減額補正でございます。説明欄1私有財産管理活用事業で1万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

これは、震災の影響による会議の中止に伴う減額補正でございます。

2の市長車運行事業で6万7,000円の減額補正でございます。9節旅費4万円の減額については、市長随行を予定していた事業が震災の影響による中止に伴い減額補正するものでございます。

7目庁舎管理費で11万2,000円の減額補正でございます。説明欄1庁舎維持管理事業、19節負担金、補助金及び交付金の5,000円の減額については、日本電信電話ユーザー協

会負担金が震災に伴い免除となったことにより減額補正するものでございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

8目企画費で190万3,000円の減額でございます。説明欄、市長公室の1多賀城東部線運行事業は39万6,000円の増額で、震災のため臨時ダイヤで運行し減便したことなどにより乗降客が減少したことから、運賃収入を1,275万円程度と見込んでおいたものが1,183万円程度と見込まれることから、バス路線運行負担金を増額するものでございます。2の地域交通ネットワーク構築事業は29万5,000円の減額で、バス運行事業委託料の執行残でございます。

3の行政評価推進事業は180万円の減額で、震災により事業内容を見直したことによる行政評価システム運用支援業務委託料の執行残でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に地域コミュニティ課分についてですが、1の国際化推進事業の6万4,000円、次の2の地域活性化関係負担金の14万の減額、ともに多賀城市が特定被災地方公共団体となったことに伴う負担金の免除措置があったことから、宮城県国際交流協会あるいは地域活性化センターへの負担金を減額するものでございます。

○竹谷総務課長

9目電子計算費で7,000円の減額補正をするものであります。これは説明欄1情報化推進事業で宮城県高度情報化推進協議会に負担すべき平成23年度負担金がこのたびの震災により免除されたことによるものであります。

○角田交通防災課長

次に、10目交通安全対策費で、43万6,000円の減額補正でございます。これは、説明欄1の交通安全対策啓発事業で30万5,000円の減額でございます。主なものは、8節報償費8万円、14節使用料及び賃借料7万4,000円、19節負担金補助及び交付金15万円で、東日本大震災により事業を実施できなかったことによるものでございます。

次に、2の多賀城市交通安全指導隊振興会補助事業は、9万1,000円の減額でございます。これは多賀城市交通安全指導隊振興会から補助金9万1,000円が辞退されたことによるものでございます。

3の多賀城市交通安全母の会補助事業は、多賀城市交通安全母の会から補助金のうち4万円が減額申請されたことによるものでございます。

4の交通安全指導員事業は、市町村振興相互補助金の充実に伴う財源組み替えでございます。

次に、11目防犯対策費で1の防犯街路灯設置費等補助事業については、東日本大震災復興基金の充実に伴う財源組み替えでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

69ページお願いいたします。

12目財政調整基金費で5億円の増額補正をするものでございます。これは、さきに御承認

いただきました基金の再編等に伴い、土地開発基金からの 5 億円を積み立てるものでございます。

続いて、14 目市債管理基金費で 5 億 2,180 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。こちら基金の再編等に伴い、土地開発基金からの積み増し分 5 億円、それと長寿社会対策基金からの編入分 2,180 万 8,000 円を積み立てるものでございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

15 目諸費で 258 万 4,000 円の減額でございます。説明欄、市長公室の 1 追悼式開催事業については、東日本大震災復興基金の充当に伴う財源組み替えでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に地域コミュニティ課分、1 の地区集会所整備補助事業につきましては、震災により被害を受けた集会所の修繕に要する経費について、保険料で補てんされる分を除いた額を市で補助してきたものですが、笠神会館、大代南集会所及び八幡沖公民館に係る地震保険料が適用され額が確定したことに伴い減額するものです。

一方、東田中南集会所において、下水道管が詰まり早期に修繕が必要となったことから、通常分の補助事業として総事業費の 3 分の 2 に当たる 15 万 1,000 円の追加補正を行うものです。

2 の区長会補助事業で 103 万 5,000 円の減額ですが、これは多賀城市区長会で震災の影響により本年度事業を縮小し、補助申請が行われなかったことにより減額するものです。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

次に、18 目震災復興推進費であります。955 万円を減額し 145 万円とするものであります。減額補正の主なものは、13 節委託料の復興計画策定支援業務委託料で 800 万円を減額するものであります。これは当初本市にて当該業務を委託する予定でありましたが、国の直轄調査による予算で執行されたため不用となったものでございます。

その他の経費につきましては、事業費確定に伴う減額補正であります。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、19 目東日本大震災復興基金費で 1,734 万 5,000 円の増額補正をするものでございます。これは、本市の復旧、復興のために全国からお寄せいただいた震災復興寄附金を積み立てるものでございます。

○佐藤収納課長

次のページをお願いいたします。

2 款 2 項 2 目賦課徴収費で 365 万円の増額補正でございます。説明欄 1 の市税収納管理事業については、役務費で 75 万円の減額補正でございますが、これは差し押さえ物件を公売する際の不動産鑑定の手数料について、公売の対象となる案件がないと見込まれることから減額するものでございます。

説明欄 2 の過誤納還付金及び還付加算金については、東日本大震災に係る市税の減免等に伴う還付金の増加によるもので、過誤納還付金 400 万円、還付加算金 40 万円を増額補正

するものです。

○長田選挙管理委員会事務局長

次に、4項3目県議会議員選挙費で1,428万2,000円の減額でございます。1の県議会議員選挙事業については、事業費確定に伴う減額補正でございます。

次の73ページをお願いいたします。

4目市議会議員選挙費で655万1,000円の減額でございます。1の市議会議員選挙事業については、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次のページ、お願いします。

2款5項1目統計調査総務費で1万9,000円の減額補正でございます。地域コミュニティ課分で11万の減額は、多賀城市統計調査研究会で震災の影響により今年度事業を休止し、補助申請が行われなかったことによるものです。

次の2目委託統計調査費につきましては、平成24年経済センサス活動調査の歳入の額が確定し、調査員報酬の増額と事務費の減額が示されたことによりまして、予算の組み替えを行うものでございます。

● 3款 民生費

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で1,775万2,000円の増額補正でございます。

説明欄1の障害者自立支援特別対策等事業で219万1,000円の増額補正は、地域移行支度経費支援事業及び通所サービス利用促進事業の利用者の増によるものでございます。

2の障害者自立支援医療更生医療給付事業で763万8,000円の増額補正は、障害の軽減を図るための手術件数が88件ほど多かったことによる増でございます。

3の補装具費支給事業で606万2,000円の増額補正は、補装具支給件数で5件の増、また高額な補装具申請が多かったことによる増でございます。

6の地域生活支援事業で189万3,000円の増額補正は、ベッド、ストマなど日常生活用具の給付申請が88件ほど多かったことによる増でございます。

○松岡介護福祉課長

4目老人福祉費754万1,000円の減額補正でございます。

説明欄1軽度生活援助事業で148万5,000円の減額は、利用者の方々に介護保険認定を受けられ利用を廃止されたことに伴う業務委託料の減額でございます。

2の配食サービス事業で129万4,000円の減額は、震災の影響による利用の休止等により、3の緊急通報システム事業で96万8,000円の減額は、利用者の方々の施設入所、転出等による利用廃止に伴うそれぞれ業務委託料の減額でございます。

4のシルバーヘルスプラザ管理運営事業で192万6,000円の減額は、震災による施設の休館に伴う指定管理者委託料の減額が主なものでございます。

説明欄 8 全国健康福祉祭宮城・仙台大会開催事業 81 万 1,000 円の減額につきましては、開催を予定しておりましたリハーサル大会を震災により中止したことに伴う多賀城市実行委員会に対する補助金の減額でございます。

9 の老人ホーム入所措置事業、99 万 7,000 円の減額は、措置実績に基づき減額でございます。

○高橋国保年金課長

次のページをお願いいたします。

6 目国民健康保険事業繰出金で 7,787 万 8,000 円の増額補正でございます。この内訳でございますが、1 の国民健康保険特別会計への繰出金 153 万 8,000 円につきましては、それぞれ本年度分の確定に伴うものでございます。

次の 2 国民健康保険特別会計の財政支援分といたしまして 7,634 万円の増額補正でございます。これは、国民健康保険特別会計の財源不足のおおむね 2 分の 1 を一般会計から支援していただくというのですが、平成 23 年度分の追加分でございます。詳しい内容につきましては、国民健康保険特別会計で御説明申し上げます。

○松岡介護福祉課長

8 目介護保険対策費で 1,270 万 3,000 円の減額補正は、説明欄 1、介護保険特別会計繰出金の減額で、介護保険特別会計予算の補正に伴い、繰出金を減額するものでございます。内容につきましては、介護保険特別会計補正予算の中で説明をさせていただきます。

○高橋国保年金課長

9 目後期高齢者医療事業繰出金で 181 万 3,000 円の減額補正でございます。これは、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険基盤安定に係る分の確定に伴うものでございます。

10 目後期高齢者医療給付費で 827 万 3,000 円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の平成 22 年度の精算分でございます。

○但木こども福祉課長

次、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費で 1 億 8,819 万 3,000 円を減額補正するものでございます。

説明欄のこども福祉課関係、1 の子ども手当支給事業の 20 節扶助費において 1 億 9,206 万 2,000 円の減額でございますが、これは昨年 10 月 1 日に施行されました平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によりまして、支給月額等の変更が行われたこと、また当初の支給対象児童数を延べ 9 万 7,728 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 9 万 5,905 人となることから減額するものでございます。

2 目保育運営費で 2,838 万 1,000 円を減額補正するものでございます。説明欄のこども福祉関係、1 の市立保育所運営管理事業で 225 万 1,000 円の増額でございますが、これは 18 節備品購入費におきまして社会福祉事業寄附金を充当して経年劣化した各保育所の

保育用備品の購入のほか、震災を踏まえました災害対策用備品といたしまして、発電機、投光器、石油ストーブを各保育所に2基ずつ整備をするものでございます。

2の私立保育所運営費負担金の23節償還金、利子及び割引料で13万円を増額補正するものでございます。これは平成22年度保育所運営費県費負担金の交付決定後に13名の入退所があり、同様に国庫負担金におきましても交付決定後に21名の入退所があり、基準額が変更になったことに伴う各負担金の返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

3の私立保育所建設補助事業の19節負担金、補助及び交付金で3,076万1,000円を減額補正するものでございます。これは、社会福祉法人はるかぜ福祉会の(仮称)多賀城はるかぜ保育園建築事業及び社会福祉法人銀杏の会の(仮称)多賀城すみれ保育園建築事業、それぞれの保育所建築補助の事業費確定に伴う減額補正でございます。

次に、3目児童館管理費、説明欄1の児童館維持管理事業で24万3,000円を増額補正するものでございます。これは、18節備品購入費におきまして、社会福祉事業寄附金を充当いたしまして、震災を踏まえた災害対策用備品といたしまして、発電機、投光器、石油ストーブそれぞれ2基整備するものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

4目心身障害児通園事業費で47万7,000円を増額補正でございます。太陽の家管理運営事業で18節備品購入費61万6,000円は、ボールプール用のボールなど療育用備品のほか、災害に備え、カセットガス式のボンベ利用の発電機及び投光器等を2基購入するものでございます。

○高橋国保年金課長

5目母子福祉費で350万円の減額補正でございますが、これは東日本大震災により医療費助成に優先して各保険者の一部負担金等免除が実施されておりますことから、母子・父子家庭医療費の助成について減額をするものでございます。

○但木こども福祉課長

6目留守家庭児童対策費、説明欄1の放課後児童健全育成事業で233万7,000円を増額補正するものでございます。これは、18節備品購入費におきまして、社会福祉事業寄附金を充当いたしまして、経年劣化した各学級の備品の購入ほか、震災を踏まえた災害対策用備品として、発電機、投光器、石油ストーブを各学級に2基ずつ整備をするものでございます。

○高橋国保年金課長

7目乳幼児等医療対策費で3,147万1,000円の減額補正でございますが、1の乳幼児医療費助成事業補助分で1,000万円の減額、2の市単独拡大分で300万円の減額、3の心身障害者医療費助成事業で1,800万円の減額補正で、いずれも東日本大震災により医療費助成に優先して各保険者の一部負担金等免除が実施されておりますことから、医療費の助成について減額をするものでございます。

また、4の国民健康保険特別会計への繰出金につきましては47万1,000円の減額補正でございますが、これは乳幼児医療費助成制度に係るもので、平成22年度分の確定に伴うものでございます。

○但木こども福祉課長

8目児童センター管理費で4,000円を増額補正するものでございます。説明欄1の西部児童センターイベント事業で23万8,000円を減額補正するものでございますが、これは大規模改修工事に伴い9月15日から休館したことによる減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

2の西部児童センター維持管理事業で24万2,000円を増額補正するものでございます。これは、18節備品購入費におきまして、震災を踏まえた災害対策用備品といたしまして、発電機、投光器、石油ストーブをそれぞれ2基整備をするものでございます。

3の西部児童センター施設整備事業につきましては、地域活性化公共投資臨時基金の充当に伴う財源組み替えでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3款3項1目生活保護総務費で279万9,000円の減額補正でございます。

社会福祉課関係、説明欄1の生活保護適正実施推進事業で10万6,000円の減額補正は、非常勤の生活相談員が昨年末に退職したこと及び社会保障生計調査を東日本大震災により中止したことによる報酬等の減額と23節償還金、利子及び割引料で平成22年度のセーフティーネット支援対策等事業補助金及び中国残留法人等支援事務委託金につきまして額が確定したことにより返還金が生じたことによる増額との差額でございます。

2の住宅生活支援対策事業で307万1,000円の減額補正は、就労支援専門員の雇用が東日本大震災の影響により、当初12月見ていましたが4カ月となったことによる1節報酬等の減額127万8,000円と当初5世帯で12月の利用を見込みました住宅手当の利用が1あるいは2カ月程度の短期利用にとどまることによる20節扶助費の160万9,000円の減額が主なものでございます。

○阿部管財課長

次のページをお願いいたします。

4項1目災害救助費で9,677万8,000円を増額補正でございます。

説明欄1被災住宅応急修理事業で5,202万5,000円を増額でございます。これは、平成23年度一般会計補正予算(第6号)までに修理費を1,900件と見込み計上いたしましたが、罹災証明書の再調査等による未確定世帯が数件あること及び修理の要件を満たすマンション世帯が数件あり今後も申請が予想されることから、100件分を増額するものでございます。内訳といたしましては、複写機用紙代などに1万3,000円、通信運搬費に1万2,000円、工事請負費として5,200万円でございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

社会福祉課関係の1、避難所設置事業で236万9,000円を増額補正でございますが、13

節委託料で東日本大震災発災後の3月下旬に3名の方が社会福祉施設を利用されたことによる増額でございます。

2の災害救助実施事業の4,095万9,000円の増額補正は、23節償還金、利子及び割引料で平成22年度の災害救助費負担金が確定したことによる返還金でございます。

3の被災者現況調査事業で142万5,000円の増額補正は、罹災状況が半壊以上の被災者の皆さんへの支援を24年度も継続していくに当たりニーズの変化等も想定されますことから、現状や要望等を調査するための郵便料でございます。

● 4款 衛生費

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

4款1項3目予防費で657万3,000円の増額補正でございますが、説明欄、生活環境課1の地区圏登録管理事業につきましては、狂犬病予防注射の事業費確定に伴う減額補正でございます。

○浦山健康課長

次に健康課分で説明欄1乳幼児、児童・生徒等に係る予防接種事業で855万1,000円の増額でございますが、13節委託料に係るもので、日本脳炎の予防接種について副反応の発生から接種が抑制されておりましたが、新ワクチンの開発により副反応のリスクが減少したことにより、当初1,900人と見込んでおりました接種者数が約3,400人ほどの見込みと急増したことによるものでございます。

次、4目健康増進事業費で633万8,000円の減額補正でございますが、説明欄2の健康審査事業については630万6,000円の減額補正でございますが、事業の執行見込みがついたことによる減額補正でございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次のページをお開きください。

5目環境衛生費で73万4,000円の減額補正ですが、説明欄、生活環境課1の環境美化活動支援事業は、事業確定に伴う減額補正でございます。

6目環境対策費で60万9,000円の減額補正ですが、説明欄、生活環境課1の環境基本計画推進事業につきましては、環境審議会を開催できなかったことに伴う減額でございます。2の環境調査事業につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○浦山健康課長

次に、7目母子健康センター管理費で18万9,000円の増額補正でございますが、説明欄1母子健康センター管理事業費で18万9,000円の増額で、主なものは18節の備品購入費の19万5,000円の増額でございますが、両親学級等の開催時に使用しております沐浴人形及び食育マットを購入するものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

2項1目清掃総務費で1,419万円の減額補正ですが、説明欄、生活環境課1の不法投棄物回収処理事業につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

次に、2の宮城東部衛生処理組合負担金の1,400万円の減額は、当処理組合においてアルミ缶などの資源物売り払い収入及びペットボトルなどの再商品合理化配分金が増加したことに伴い負担金が減額となったものでございます。

次の3ごみ減量分別促進事業につきましては、東日本大震災復興基金の充当に伴う財源組み替えでございます。

2目塵芥処理費の45万円の減額補正ですが、説明欄、生活環境課1の塵芥収集委託事業につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

3項1目上水道施設費で1,880万1,000円の増額補正をするものでございます。説明欄の1上水道施設災害復旧事業費補助金で1,880万1,000円の増額補正をするものでございますが、これは東日本大震災に係る上水道施設の災害復旧事業に対する補助金といたしまして、一般会計から繰り出しをするものでございます。当該補正額の財源につきましては、全額が一般財源である旨資料の方には記載しておりますが、実際にはその全額が震災復興特別交付税によって賄われることとなっております。これは、震災復興特別交付税も地方交付税の一つとして位置づけられておりますので、特定財源ではなく一般財源の扱いとされております。そのようなことから、このような記載となっているものでございます。

なお、震災復興特別交付税につきましては、歳入の説明において改めて御説明申し上げますこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○菊田商工観光課長

次、5款1項1目労働諸費で失業対策事業で1,526万8,000円の減額補正するものです。これは、失業対策事業で震災対応臨時職員9人に対して応募者が満たなかったことや中途退職者が生じたことによる人件費及び事務費の減額によるものです。

● 6款 農林水産業費

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

6款1項1目農業委員会費の9節旅費あるいは14節使用料及び賃借料の61万2,000円の減額補正をお願いするものです。これは、東日本大震災のため農業委員会活動の研修会を中止したことによる旅費、バス借上料の減額でございます。

4目農地費1,219万1,000円の減額補正をするものでございます。説明欄1の土地改良施設維持管理適正化事業は、宝堰の壁体塗装工事を予定しておりましたが、東日本大震災のため宝堰のゲート1門が不転倒になり、この修復工事が終わらないと塗装工事ができないということから、全費用の減額をお願いするものです。なお、この事業を平成25年度で行えるよう、国、県をお願いしているところでございます。

● 7款 商工費

○菊田商工観光課長

次に、7款1項2目商工振興費で6,785万2,000円を減額補正するものです。説明欄1

の中小企業等経営安定支援事業で 173 万 7,000 円を減額補正するものです。

まず、19 節負担金、補助及び交付金で中小企業振興資金融資制度保証料の 505 万を減額補正するものであります。これは中小企業振興資金利用件数減に伴って保証料も減少したためです。

次に、22 節補償、補填及び賠償金で損失補償金を 331 万 3,000 円増額補正するものです。これは中小企業振興資金を利用していた事業所が倒産等により支払いができなくなった場合に、事業所にかわって金融機関、保証協会、多賀城市が契約に基づき損失補償を行うものです。今回は 5 件となっております。

資料 3 の 55 ページ、56 ページをお開きください。

55 ページの方に平成 19 年 10 月 1 日以前（責任共有制度導入以前）というふうに記載しております。これは、責任共有制度といいますと、この時点までは銀行が振興資金を貸しているのにかかわらず責任を負っていなかったということで、それ以前は負っていなかったということでございます。この 19 年 10 月 1 日以降は銀行も責任を負うという日付が平成 19 年 10 月 1 日ということになります。

それで、19 年 10 月 1 日以前に振興資金を借りている場合は、55 ページで申しますと多賀城市が一番最後の太い欄になりますけれども、9 割負担をするということでございます。次に、56 ページの方ごらんください。

56 ページは、これに銀行が負担をするということでここに責任を求めた場合、最終的には多賀城市が、一番下になりますけれども 6 割の負担をすると。この二つの制度に基づいて、二つの方法に基づいて算出したのが今回の金額になります。

92 ページにお戻りください。

説明欄 2 の中小企業等経営再建事業で 111 万 5,000 円を減額補正するものです。

まず、13 節で 42 万 7,000 円の増額補正をするものです。これは、仮設店舗等建設地の安全を図るため、南側水路に安全柵を設置するものです。

次に、14 節で 154 万 2,000 円を減額補正するものです。これは、仮設等店舗用地借上料で、契約を予定していた月までに建設の詳細及び工期が決まらなかったため土地の契約ができなかったことによるものでございます。

9 ページをお開きください。

2 の表第 3 の債務負担行為補正という欄がございます。そこの一番下の括弧で変更と書いてございますけれども、仮設店舗等用地借上料 1,747 万 6,000 円に変更になっております。

92 ページにお戻りください。

説明欄 3 の被災者再建支援事業の 19 節において 6,500 万を減額補正するものです。これは、昨年 11 月の事業開始時に 1,000 件の申請を予想しておりましたが、これまで約 120 件の申請にとどまっていることから減額補正するものです。なお、24 年度でも同事業の継続を予定しております。

次に、4番、商店街共同施設設置等補助事業については、東日本大震災復興基金財源組み替えでございます。

次に、4目観光費で256万4,000円を減額補正するものです。

説明欄1の観光宣伝委託事業、13節で12万1,000円については、観光協会に委託しておりました観光宣伝委託料確定に伴う減額補正でございます。

2番、多賀城市民夏祭り補助事業、19節で観光イベント開催事業補助金25万を減額補正するものです。これは、多賀城市民夏祭り補助事業については、震災により実施できなかったことによる減額補正でございます。

説明欄3末の松山駐車場運営管理事業で7万7,000円減額補正するものです。これは、先ほど申しあげましたけれども、建物共済保険及び末の松山駐車場清掃業務委託料の契約が確定したことに伴う減額補正でございます。

4番、観光振興関係負担金、19節で91万6,000円を減額補正するものです。今回の震災により、宮城県観光連盟負担金が2分の1減額になりましたほかは全額免除ということでございます。

次のページをお開きください。

説明欄5多賀城市観光協会補助事業、19節で120万円を減額補正するものです。これは、事業費確定に伴う減額補正でございます。

● 8款 土木費

○鈴木道路公園課長

次に、8款2項1目道路橋りょう総務費については、震災により負担金が免除になったことに伴い3万円の減額補正でございます。

3目道路改良費で2,847万5,000円の減額補正でございます。

説明欄1都市計画道路南宮北福室線道路改築事業補助2,739万9,000円の減額補正でございます。これは、補助金の確定に伴う減額補正でございます。

説明欄2工事積算システム管理運用事業及び3道路公園課庶務事務については、震災により使用料及び負担金が免除になったことに伴う減額補正でございます。

4道路改良事業につきましては、地域活性化・公共投資臨時基金の充実に伴う財源の組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

8款2項4目橋りょう維持費で200万円の増額補正を行うものでございます。これは、当該事業と同枠である社会資本整備総合交付金の地震等災害対応危険ブロック等除却事業補助金の執行残を高橋跨線橋耐震補強事業費に使うことが国から了承されたことに伴うものでございます。また、委託内容につきましては、上部工工事を予定しております。

次に、恐れ入ります。この資料の6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費で8款2項道路橋りょう費、災害等対応に伴い用地契約及び発注時期がおくれたため年度内完了が不可能なことにより繰り越すものでございます。

都市計画道路新田南錦町線道路改築事業費補助でございます。968万6,000円及び新田南錦町線道路改築事業費単独164万2,000円。これにつきましては、完了予定を6月末を予定してございます。

次に、都市計画道路南宮北福室線道路改築事業費1億352万8,000円及び南宮北福室線道路改築事業単独919万5,000円。これにつきましてはの完了予定は9月末を予定しております。

橋りょうの長寿命化計画策定事業800万円、完了予定は9月末を予定しております。

高橋跨線橋耐震事業7,200万円、完成は12月末を予定しております。なお、車両の通行可能時期につきましては、8月を予定しております。

96ページにお戻りください。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

8款3項1目河川管理費で63万6,000円の減額補正でございます。

説明欄1の砂押川堤防等除草事業において、震災による一部の堤防決壊に伴う除草面積の減少と除草単価の引き下げ及び負担金、治水協会負担金の全額免除になったことにより減額するものでございます。

○深谷委員長

ここで再開を11時15分、休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 開議

○深谷委員長

それでは、おそろいのようにございますので再開いたします。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

資料2の95ページ、お願いします。

8款4項1目都市計画総務費で1億3,617万2,000円の減額補正でございます。

説明欄1の危険ブロック塀等除却事業ですが、当初10件の除却を見込んでおりましたが、震災による瓦れき撤去を実施しており、当該事業の応募の見込みがないため200万円を全額減額するものでございます。

説明欄2の国道整備促進事業と5の都市計画関係負担金につきましては、震災に伴う負担金の全額免除による減額で、説明欄3の歴史的風致維持向上計画関連事業及び4の都市計画課総務企画係庶務事務につきましては、執行見込みが立ったことによる減額補正でございます。

次のページをお開きください。

多賀城駅周辺整備課関係で、説明欄1の多賀城駅北地区再開発事業につきましては、施工認可及び権利返還計画策定に向けて取り組む各種事業が、参画を予定しておりました介護福祉事業者が震災により断念せざるを得ない経営状況になったことで同事業を次年度に見

送ることになったため、事務費を除く 1 億 3,423 万 6,000 円を減額するものでございます。改めて新年度予算で計上させていただきます。

次に、2 目街路事業費で 3,544 万 1,000 円の減額補正でございます。

説明欄の都市計画課関係ですが、1 の清水沢多賀城線建設事業負担金につきましては、予定していた国道 45 号から北側、市道高橋八幡線の機能代替として新たに設定する道路に係る用地交渉が難航しているため 1,154 万 7,000 円を減額するものでございます。改めて新年度予算で計上させていただきます。

ここで、恐れ入りますが 6 ページにお戻りください。

第 2 表の繰越明許費ですが、8 款 4 項都市計画費で、ただいま歳出補正で説明いたしました清水沢多賀城線建設事業負担金ですが、震災により用地補償交渉等を中断したことに伴い、補正後の金額 695 万 3,000 円を繰り越すものでございます。完了は平成 25 年 3 月末を予定しております。

恐れ入ります。また、97 ページにお戻りください。

次に、3 目公園費で 302 万 5,000 円の減額補正でございます。

説明欄、都市計画課関係ですが、1 の県営加瀬沼公園整備負担金につきましては、平成 23 年度で事業完了となる予定でしたが、震災により工事が中止となったため 293 万 7,000 円全額を減額補正するものでございます。改めて新年度予算で計上させていただきます。

○鈴木道路公園課長

恐れ入ります。8 款 4 項 2 目街路事業費 3,544 万 1,000 円の減額でございます。

道路公園課関係でございますが、説明欄 1 都市計画道路高崎大代線道路改築事業 1,000 万円の減額補正でございます。これは、補助金の確定に伴う減額補正でございます。

2 都市計画道路史都中央通り線道路改築事業及び 5 多賀城駅高架下駐輪場整備事業につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

次に、恐れ入りますが、本資料の 6 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費で 8 款 4 項の都市計画費のうち、震災対応により発注時期がおくれたため年度内完了が不可能なことにより繰り越すものでございます。都市計画道路高崎大代線道路改築事業 1,493 万円、都市計画道路史都中央通り線道路改築事業 312 万 9,000 円、多賀城駅高架下駐輪場整備事業 299 万 3,000 円、各事業とも完了予定は 9 月末を予定しております。

98 ページの方にお戻り願います。

次に、3 目公園費、説明欄、道路公園課分でございます。

1 公園維持管理業務につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3 公園関係負担につきましては、震災により負担金が免除になったことに伴う減額補正でございます。

次に、恐れ入りますが、再び 6 ページの方をお開き願います。

第2表、繰越明許費で8款4項都市計画費のうち、震災対応に伴い工事発注及び交渉開始時期がおくれたため年度内の完了が不可能になったことにより繰り越すものでございます。中央公園整備事業費1億9,466万8,000円、完了予定は平成25年3月末を予定しております。

恐れ入ります。99ページ、100ページの方にお戻り願います。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

続きまして、4目市街地開発事業費で1億1,351万7,000円の減額補正です。

説明欄の多賀城駅周辺整備課関係ですが、1の連続立体交差事業につきましては、震災による駅部高架橋工事等の遅延に伴い8,881万3,000円を減額補正するものでございます。これによりまして、今年度の連続立体交差事業費は、総額9億9,157万円、本市の負担金は1億9,198万7,000円となります。なお、高架下り線の開通は、本年4月8日日曜日を予定しております。

次に、2の多賀城駅周辺土地区画整理事業単独及び4の旧交付金につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

3の旧通常につきましては、国費減額に伴い事業を取りやめたことにより事業費全額を減額補正するものでございます。

ここで、恐れ入りますが、6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費ですが、8款4項都市計画費の一番下のただいま歳出で説明いたしました連続立体交差事業につきましては、震災による工事の手戻り等に伴う下り線高架工事等の遅延により8,780万6,000円を繰り越すものでございます。なお、完了は平成25年3月末を予定しております。

恐れ入ります。99ページにお戻りください。

次に、5目下水道事業特別会計繰出金ですが、2,806万円増額するものでございます。詳細は、下水道事業特別会計で説明いたします。

○佐藤収納課長

8款5項1目住宅管理費で145万3,000円の減額補正でございます。

収納課関係でございますが、次のページをお願いいたします。

説明欄1の市営住宅家賃等収納管理事業について、市営住宅家賃等の滞納者に対する市営住宅明け渡し請求訴訟の対象となる案件がないと見込まれることから、委託料104万円を減額補正するものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、都市計画課関係ですが、2の民間住宅借り上げ事業につきましては、国費減額により一般財源の充当に伴う財源組み替えでございます。

次に、2目住宅環境整備事業で、説明欄の被災住宅補助事業につきましては、東日本大震災復興基金充当に伴う財源組み替えでございます。

● 9款 消防費

○角田交通防災課長

次に、9款1項1目消防施設費で7万1,000円の減額補正でございます。

2の消火栓設置費等負担金で19節負担金、補助及び交付金は9万3,000円の増額で、消火栓設置に係る工事費確定によるものでございます。

次に、3目災害対策費で111万5,000円の減額補正でございます。これは、説明欄1の自主防災組織支援事業は、8節報償費の4万円、11節需用費の4万6,000円の減額で、東日本大震災により事業を実施できなかったことによるものでございます。

2の災害用備蓄品整備事業は、18節備品購入費102万9,000円で、災害用浄水器の購入を予定しておりましたが、東日本大震災に伴う支援備品として寄贈されたため購入の必要がなくなったことによる減額でございます。

3の防災広報装置整備事業については、震災復興特別交付税の対象となったことによる財源組み替えでございます。

4の防災情報管理事業については、指定寄附金の既設予算への充当に伴う財源組み替えでございます。

● 10款 教育費

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次のページ、103、104ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費で2,734万7,000円の減額補正でございます。

教育総務課関係でございますけれども、1の教育委員会公用車管理事業で、22節補償、補填及び賠償金で78万円の増額するものでございます。これは、昨日、議案第13号で御説明申し上げましたリース車両の事故に伴うものでございます。なお、今回の賠償額につきましては、リース会社に対するものでございまして、現在、衝突した相手方との示談の交渉について進めております。過失割合に基づく保険金の支払い額、市側の車両保険でほぼ賠償額が補てんされる見込みでございますが、一部保険金で補てんされた分を上回る分につきましては、相手方からの補償を求める交渉を現在行っているところでございまして、全額補てんされるよう進めているところでございます。確定した際には改めて御報告させていただきますと思います。

次に、2の幼稚園就園奨励補助事業につきましては、補助金2,189万円を減額するものでございます。この減額の理由ですが、東日本大震災によって一定の被害を受けた幼児、児童、生徒を対象とした宮城県の私立学校授業料等軽減特別事業補助金が新設されております。その対象になりますと宮城県から補助金が10分の10出るという制度ができたというものでございます。県の制度の対象となった幼児が、本年1月末現在で199名ございました。本市の幼稚園就園奨励費補助金の対象から外れたために減額するというものでございます。

次に、3の開校記念事業補助事業、多賀城東小学校ですが、本年度、開校50周年を迎える記念事業を行う予定でしたが、震災により中止しておりますので減額するものでござい

す。

○佐々木学校教育課長

続いて、説明欄 1 の学校教育指導事業で 638 万円の減額は、主なものとしまして、小学校で今年度から新しい学習指導要領の開始に伴い、小学校教員に各教科の教科用指導書と教科書の購入費で確定したことによるものでございます。

続きまして、2 項 1 目学校管理費でございますが、説明欄 1 の特別支援教育支援事業につきましては、新年度に城南小学校と天真小学校に特別支援学級を新設するための備品購入等に要する費用 64 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

次の 2 児童・生徒健康安全事業から 4 の夏休み学校プール管理運営事業については、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次の 105、106 ページをお願いいたします。

106 ページにつきましては、本日資料の差しかえをさせていただいておりますので、本日お渡ししている資料をごらんいただきたいと思います。

10 款 2 項 2 目で 27 万 3,000 円減額補正でございます。

初めに、教育総務課関係でございますが、教育教材整備事業で指定寄附金の充当に伴います財源組み替えでございます。

○佐々木学校教育課長

続いて、説明欄 1、特別支援教育就学奨励事業につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に 10 款 3 項 1 目学校管理費で 885 万 1,000 円の増額補正でございます。

初めに、教育総務課関係でございますが、2 の第二中学校プール改修事業につきましては、地域活性化・公共投資臨時基金の充当に伴う財源組み替えでございます。

○佐々木学校教育課長

学校教育課関係で説明欄 1 教職員健康診断事業から説明欄 3 夏休み学校プール管理運営事業については、事業費確定に伴う減額補正でございます。

説明欄 4 中学校楽器整備事業につきましては、当初 3 力年で予定していた楽器整備を繰り上げて行おうとするもので 1,000 万円の補正増をお願いするものでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に 2 目教育振興費で 37 万 2,000 円の減額補正でございます。

教育総務課関係ですが、1 教育教材整備事業で指定寄附金の充当に伴う財源組み替えでございます。

○佐々木学校教育課長

学校教育課関係で、説明欄 1 特別支援教育就学奨励事業については、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○永沢生涯学習課長

次のページ、107、108 ページをお開き願います。

4 項 1 目社会教育総務費で 236 万 7,000 円の増額補正です。説明欄 1 青少年育成センター運営事業 11 万 3,000 円は、事業費の執行見込みが立ったことに伴う減額補正です。

2 目社会教育振興費で 203 万円の減額補正です。説明欄 1 学校支援地域本部事業 74 万 5,000 円は、震災により実施が困難になったことによる減額、2 放課後子ども教室推進事業 128 万 5,000 円は、事業費の執行見込みが立ったことに伴う減額補正です。

3 目公民館費で 361 万 4,000 円の減額補正です。説明欄 1 ジュニアリーダー支援事業 41 万 9,000 円は、事業費の執行見込みが立ったことに伴う減額補正です。

次のページ、110 ページをお開きいただきます。

説明欄 1 大代地区公民館維持管理事業 317 万 8,000 円は、事業費確定に伴う減額補正です。

2 大代地区公民館改修事業は、起債充当率のかさ上げに伴う財源の組み替えです。

恐れ入りますが、7 ページをお開きください。同じ資料の 7 ページでございます。

第 2 表、繰越明許費、7 ページ、一番上の欄の大代地区公民館改修事業ですが、同時に施工いたします災害復旧事業の遅延によりまして年度内の完成が見込めないため 2,295 万円を翌年度に繰り越すものです。なお、本年 7 月末の完成を予定しております。

109 ページにお戻りください。

○加藤文化財課長

次に、4 目文化財保護費で 1,015 万 2,000 円の増額補正でございます。

説明欄 2 の多賀城史跡顕彰会補助事業は、震災の影響による事業休止に伴いまして補助金辞退の申し出を受けての減額でございます。

3 の被災文化財保全等事業で 387 万円の増額補正でございます。震災で被災した古文書等の修復調査、展示、公開等を行うものでございますが、11 節需用費は古文書収納箱購入や報告書の作成など、13 節委託料は古文書等の修復、写真撮影、スキャニングデータ作成などが主なものでございます。

4 の特別史跡等災害復旧事業費で 662 万 4,000 円の増額補正でございます。震災で被災した散策路等の復旧やのり面養生など特別史跡内の 4 カ所の復旧業務として 562 万 4,000 円、また市指定文化財南安楽寺古碑群の修復業務として 100 万円を増額するものでございます。

5 の郷土芸能道場維持管理事業は、震災の影響による事業休止に伴う減額補正でございます。

ここで、恐れ入りますが、本資料、7 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費の 7 ページの上から 2 番目でございます。10 款 4 項特別史跡等災害復旧事業として、特別史跡内の復旧業務分 562 万 4,000 円を繰り越すものでございます。

なお、完了は本年 7 月末を予定してございます。

110 ページにお戻り願います。

○永沢生涯学習課長

6 目図書館費で 29 万 1,000 円の減額補正です。

次のページ、112 ページをお開きください。

説明欄 6 図書資料整備管理事業は、指定寄附金の充実に伴う財源の組み替えです。

7 目視聴覚ライブラリー費で 39 万 7,000 円の減額補正です。説明欄 1 視聴覚ライブラリー運営事業は事業費確定に伴う減額補正です。

8 目市民会館費で 536 万 3,000 円の減額補正です。説明欄 1 文化センター管理運営事業（指定管理）13 節委託料 473 万 2,000 円は、事業費の執行見込みが立ったことに伴う減額でございます。

○加藤文化財課長

次に、9 目埋蔵文化財調査センター費で 2,629 万 5,000 円の減額補正でございます。

説明欄 1 出土品等整理保存事業単独及び 2 出土品等整理保存事業補助につきましては、震災の影響による事業縮小に伴う減額補正でございます。

3 の埋蔵文化財調査受託事業については、事業費の執行見込みが立ったことによる減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄 4 の調査資料デジタル化事業につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○永沢生涯学習課長

5 項 1 目保健体育総務費で 2,670 万 1,000 円の増額補正です。

説明欄 1 多賀城市体育協会補助事業 50 万円及び 2 多賀城公園野球場管理運営事業 38 万 2,000 円並びに 5 多賀城市総合体育館管理運営事業 30 万 4,000 円は、それぞれ事業費確定に伴う減額補正です。

6 総合体育館改修事業 2,790 万円の増額補正は、経年劣化が著しい箇所の改修工事を災害復旧工事に合わせて効率的に実施するもので、工事は総合体育館中庭及び子供遊戯室のカーテンウォール鉄枠をアルミ枠に交換し、さらに中庭ガラスを補強ガラスに、子供遊戯室の一部のガラスをアルミパネルに交換するものでございます。

同じ資料の 7 ページをお開きいただきます。7 ページでございます。

第 2 表、繰越明許費、上から 3 段目の総合体育館改修事業につきましては、災害復旧事業の遅延によりまして年度内完成が見込めないことから、全額を翌年度に繰り越すものでございます。本年 9 月末の完成を予定しております。

115 ページにお戻りをいただきます。

○佐々木学校教育課長

2 目学校給食管理費については、説明欄、学校給食センター関係、説明欄 2 の学校給食調理事業については、事業費確定に伴う減額補正でございます。今回の大震災によりまして給

食日数が当初より大幅に減ったことによるものでございます。

● 11 款 災害復旧費

○片山地域コミュニティ課長

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で 165 万 3,000 円の減額補正ですが、地域コミュニティ課関係、1 の災害情報誌発行事業につきましては、災害情報誌「つながろう！多賀城」の発行を 5 回見込んでおりましたが、平成 23 年 7 月号から広報誌を平常どおり発行できることとなったことから、3 回分の発行となったことにより 146 万 1,000 円を減額するものでございます。

2 の地域情報・行政情報お知らせ板設置事業につきましては、東日本大震災復興基金の充実に伴う財源の組み替えでございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

11 款 3 項 1 目農業用施設災害復旧費 4,220 万円の減額補正をするものでございます。

説明欄 1 の農業施設災害復旧事業は、東日本大震災により宝堰のゲート 1 門の不転倒、台風 15 号により宝堰用水が崩落の被害を受けたものでございます。

恐れ入りますが、議案資料 3 の方の 57 ページをお開きいただきたいと思います。

1 の宝堰未倒伏ゲート復旧工事ということでございますけれども、この宝堰は仙台市泉区松森地区にありまして、この 3 門あるゲートのうち右岸側のゲートが未転倒になっております。右側の写真では、ゲートに堤防の壁体が傾いておる状態で、このため県の指導により基礎部分から立ち上がりの部分を復旧する予算を計上しておりましたが、国の査定を受けたところ基礎の部分は大丈夫であり、立ち上がり部分のみの施工で修復するということから減額補正をするものでございます。

次、2 の宝堰用水の復旧工事でございますが、写真のように土手の部分が 4 カ所、約 72 メートルが崩落しておりまして、この部分を 3 面護岸で工事の予算を計上しておりましたが、査定の結果、現況復旧とのことから、ふとんかご工による工事に変更となったことから減額補正をするものでございます。

大変申しわけございませんが、資料 2 の 7 ページをお開き願います。

繰越明許費、11 款 3 項農業用施設災害復旧事業 1,125 万円は、宝堰ゲートの復旧工事が水稻の揚水時期と重なるため、工期を平成 25 年 3 月までを予定しております。

ページ、117 ページにお戻り願います。

○鈴木道路公園課長

11 款 4 項 1 目道路橋りょう災害復旧費で 7,530 万 9,000 円の増額補正でございます。

説明欄 1 道路等災害復旧事業、15 節災害復旧工事で 4,500 万円の増額補正でございます。これは、台風 15 号でのり面が崩壊した笠神一丁目地内の市道花立牛生線の災害復旧工事で、延長が 30 メートル、擁壁の高さが 10 メートルの土どめ工事でございます。

説明欄 2 道路等災害復旧事業補助 3,030 万 9,000 円の増額補正でございます。主なものは、15 節災害復旧工事で 2,987 万 4,000 円でございます。これは、高橋跨線橋前後の

盛り土部の災害復旧工事で、延長 227.7 メートル、面積が約 1,800 平米の舗装工事でございます。

2 目都市計画施設災害復旧費で 1 億 1,617 万 2,000 円の減額補正でございます。主なものは、15 節災害復旧工事で 1 億 1,446 万 5,000 円でございます。

恐れ入ります。資料 3 の 58 ページをお開き願います。資料 3 の 58 ページでございます。補正前は資料の左でございますけれども、37 公園で 1 億 3,500 万円を見込んでおりましたが、災害査定の結果、11 公園、1,882 万 8,000 円となったものでございます。これは、公園樹木及び瓦れきまじり土砂入れかえの単独、要は単独で土砂だけを入れかえるというふうな意味でございます。その災害復旧費が認められなかったことによるものでございます。なお、瓦れき撤去及び樹木の撤去につきましては、緊急雇用促進事業により完了しております。また、樹木の復旧につきましては、復興交付金事業により復旧をする予定となっております。

恐れ入ります。資料 2 の 7 ページをお開き願います。資料 2 の 7 ページでございます。第 2 表、繰越明許費で 11 款 4 項公共土木施設災害復旧費で、国の災害査定等に伴い工事発注時期がおくれたため年度内の完了が不可能になったことにより繰り越すものでございます。

道路等災害復旧費 1 億 9,092 万円、道路等災害復旧事業補助 2 億 3,879 万 3,000 円、公園等災害復旧事業 2,000 万円、公園等災害復旧事業補助 1,882 万 8,000 円。各事業とも完了予定は 9 月末を予定しております。

資料 2 の 118 ページの方にお戻りください。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

続きまして、3 目公営住宅災害復旧費につきましては、災害査定額の決定及び震災復興特別交付税対象となったことに伴う財源組み替えでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、5 項 1 目公立学校施設災害復旧費で 1 億 2,958 万 9,000 円の増額でございます。教育総務課関係の小学校施設災害復旧事業で 6,291 万円の増額でございます。これは、災害査定が現在 6 校中 4 校終了しておりまして、2 校が 2 月中の終了を見込んでおります。その災害復旧工事を 6,700 万円、事務費として需用費を 44 万 6,000 円増額するものでございます。なお、設計業務委託料につきましては、確定による 453 万 6,000 円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2 の中学校施設災害復旧事業ですが、6,667 万 9,000 円の増額でございます。これは、災害査定が中学校 2 校終了しておりまして、2 校が 2 月中の終了を見込んでございます。災害復旧工事費で 6,750 万円、需用費で 45 万円を増額するものでございまして、なお設計業務委託料につきましては、確定により 127 万 1,000 円を減額するものでございます。ここで、恐れ入ります。資料の 7 ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費の 5 文教施設災害復旧費で小学校施設災害復旧事業で 6,744 万 6,000 円を翌年度に繰り越すものでございます。

それから、中学校施設災害復旧事業で 6,795 万円を繰り越すものでございまして、いずれも年度内完成が見込めないということで繰り越すものでございまして、完成予定時期につきましては、小学校、中学校とも 9 月末までの完成を予定してございます。

恐れ入ります。資料の 119、120 ページにお戻りください。

○佐々木学校教育課長

2 目保健体育施設災害復旧費、学校給食センター関係でございまして、説明欄 1 学校給食センター災害復旧事業につきましても、学校給食センターの災害復旧工事費用 3,966 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、資料の 7 ページをお開きください。

7 ページの下から 3 段目で学校給食センター災害復旧事業 3,966 万 2,000 円でございます。同じく年度内に工事が完成することが難しいことから、事業費の全額を繰り越しさせていただくものでございます。完成予定は、平成 24 年 8 月末とされております。

○永沢生涯学習課長

生涯学習課、説明欄 1 総合体育館災害復旧事業 26 万 2,000 円及び 2 市民プール災害復旧事業 21 万円は、それぞれ設計業務委託料の確定に伴います減額補正です。

3 目社会教育施設災害復旧費で 651 万 7,000 円の増額補正です。

説明欄 1 文化センター災害復旧事業は、災害復興特別交付税の対象になったことによる財源の組み替えです。

山王地区公民館災害復旧事業 31 万 5,000 円及び次の大代地区公民館災害復旧事業 44 万 1,000 円は、設計業務委託料の確定に伴う減額補正です。

市立図書館災害復旧事業 727 万 3,000 円の増額補正ですが、11 節需用費 763 万円は、震災で滅失した図書購入のための増額、13 節委託料 35 万 7,000 円は設計業務委託料の確定に伴う減額でございます。

ここで 7 ページをお開きいただきます。7 ページでございます。

第 2 表、繰越明許費、下から 2 段目からになります。総合体育館災害復旧事業、市民プール災害復旧事業、次のページにまいりまして文化センター災害復旧事業、山王地区公民館災害復旧事業、大代地区公民館災害復旧事業、市立図書館災害復旧事業につきましては、調査設計業務の遅延によりまして、年度内の完成が見込めないことから、それぞれ記載の金額につきまして翌年度に繰り越すものでございます。

それぞれの事業の完成予定ですが、7 ページにもう一回お戻りをいただきまして、総合体育館が本年 9 月末、市民プール、同じく 9 月末、次のページにまいりまして、文化センター、本年 5 月末、山王地区公民館、本年 9 月末、大代地区公民館、本年 7 月末、市立図書館は本年 9 月末までを予定としております。

121 ページにお戻りをいただきます。

● 12 款 公債費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、12 款 1 項 1 目公債費元金で 5,575 万 5,000 円の増額補正をするものでございます。これは、旧地方公営企業金融公庫資金からの借入金のうち、東日本大震災による被災施設に係る償還元金について保証金なしの繰上償還が認められましたので、繰上償還をするために必要な市債償還金の増額補正をするものでございます。

今回、繰上償還が認められた被災施設は、市道、それと市営住宅でございまして、対象となる未償還元金は、残りの償還期間、2 年ないし 6 年のもの、こちらの合計が約 6 億 1,000 万円でございますが、そのうちの 5,575 万 5,000 円の繰上償還を行うため、特定財源の地方債の欄にございますように 5,560 万円を借換債の発行により賄うこととしております。

この繰上償還による効果でございますが、利率 2.1 ないし 4.45%の借入金を 0.3%のものに借りかえることにより、6 年間で合計 293 万円程度の支払い利子の軽減を図るということとなります。

今回の繰上償還による効果につきましては、それほど大きいものではございませんでしたが、今後も活用可能な制度があれば積極的に活用し、将来負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 目公債費利子で 3,245 万円の減額補正をするものでございます。これは、一時借入金の最高額の変更に伴う増額要因もございましたが、新規借り入れに係る事業費が減額したことで、それと当初見込んでいた利率よりも低利の借り入れができたことなどにより総じて現計予算に不用額を生じる見通しとなったため減額補正をするものでございます。

なお、一時借入金につきましては、資料の 1 ページをお願いいたします。資料 1 ページでございます。

資料 1 ページの第 5 条をごらんいただきたいと存じます。

当初予算では一時借入金の最高額を 5 億円としていたところでございますが、今回 25 億円を追加して 30 億円に変更する旨を定めておるものでございます。一時借入金につきましては、支出を要する時期と収入の時期とのずれによって生じる一時的な現金不足に対応するために行う短期借り入れでございますが、本補正予算編成時点において災害関連事業の進捗による支出の増加が見込まれ、一時的な現金不足が生じることも想定されましたので、今後予定される収入額の範囲内で一時借入金の最高額を変更することとしたものでございます。

以上で歳出の事項別の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時ちょうどとします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 0時58分 開議

○深谷委員長

それでは、定刻よりちょっと早いですが、皆様おそろいでございますので、再開させていただきます。

まず初めに、資料3の46ページ、平成23年度債務負担行為補正の内訳について市長公室長補佐（財政経営担当）からお願いします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、債務負担行為補正につきまして御説明させていただきたいと思います。

恐れ入ります。資料番号の2の9ページをお願いいたします。資料番号2の9ページになります。

第3表、債務負担行為でございます。これは、複数年契約を締結する業務や新年度当初から業務が開始となるため、今年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものについて債務負担行為を設定するものでございます。この債務負担行為に係る予算措置につきまして、新年度以降の各年度の歳出予算に計上するものでございます。

各事項の内訳につきましては、恐れ入ります、資料3を御用意いただきたいと思います。資料3の46ページから50ページに記載してございます。

それでは、資料3の46ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、経常的な業務を除き新規に債務負担行為の設定をするもの、それと業務内容等に特に変更があったものについて各担当課長から御説明申し上げます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

それでは、新規に設定する関係で御説明申し上げます。

資料の方、47ページをお願いしたいと思います。

47ページの上の表の上から2番目、17番になりますけれども、東豊中学校昇降機保守点検業務56万7,000円でございます。これは、障害を持つ生徒が入学することに伴ってバリアフリー工事を行いましたけれども、昇降機を設置しております。その保守点検を行うというものでございます。

○角田交通防災課長

下の表、追加単年度契約事務に係る各種業務委託等をごらんください。

13の防災行政無線同報系保守点検業務で、限度額385万7,000円の単年度契約でございます。これは、平成23年度設置完了する防災広報装置の1年目の保守点検業務でございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

47ページをお開きください。

16番、放射線測定業務でございます。この測定業務につきましては、市内20カ所において新年度から週に1回、放射線の測定業務を行うものでございます。

○菊田商工観光課長

同じく 20 番、小規模事業者協同組合化推進業務、これは 23 年度から継続事業で、個人建設業者の今後の方向性と業務拡大を図るため事業研究を委託するものです。

続きまして、被災事業者再建支援事業対応業務、これにつきましても 23 年度からの継続事業で、被災事業者への支援のため、商工会に受け付け、審査を委託するものです。

22 番、観光推進体制整備業務、これは 24 年度から観光協会自立に向けた体制を整備するために業務を委託するものです。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

48 ページ、お願いいたします。

上から 4 番目、26 番の仮設住宅管理運営業務について御説明申し上げます前に、本日、冒頭で提出いたしました議案第 16 号関係資料、追加資料で仮設住宅管理運営業務（共立メンテナンス）に係るアンケート調査集計結果報告について御説明申し上げます。

この資料は、今年度、随意契約しております株式会社共立メンテナンスに対する入居者の意見を 2 月 4 日から 2 月 13 日までの間、7 回にわたりまして職員が聞き取り調査した集計結果でございます。

入居世帯数 350 世帯に対し 303 世帯、86.6%の回収率でございます。

この目的は、職員のマンパワーが相当不足している中で、施設の維持管理、入居者の安心安全等を適切に行っていくためには、新年度におきましても業務委託が必要であるとの考えから、現在の受託業者について適切な対応がなされているか否かを検証を行ったものでございます。

調査事項は 4 問で、1 ページ目、問 1「これまでの共立メンテナンスの対応について」では、「どちらかといえば満足」を含めまして合計で 96%が満足となっております。

問 2「4 月以降も現行どおり共立メンテナンスへの業務委託を進めてよいか」では、「どちらかといえば進めてほしい」を含めて 97%が進めてほしいということになっております。2 ページ、3 ページ目は、施設ごとのそれぞれのデータでございます。

4 ページ目、問 3 は共立メンテナンスに対する要望、改善事項で、問 4 はその他の要望についてございまして、それぞれ自由記述となっておりますが、内容はごらんいただきたいと思っております。

問 1、問 2 の集計結果は、多数の入居者が現在の受託業者に高い満足度を持っていることを示しており、昨年 5 月の仮設住宅への入居開始以来、この 9 カ月間において共立メンテナンスと入居者に信頼関係が構築されているものと理解しております。したがって、改善すべき事項や経費という面では、実際の契約までの間にさらに精査してまいります。入居者の安心感や満足感を優先に、新年度におきましても共立メンテナンスとの契約を前提としておりますことを御理解いただきたいと思います。

それでは、改めまして上から 4 番目、26 番、仮設住宅管理運営業務でございますが、これは市内 6 カ所、373 戸の応急仮設住宅の施設設備の維持管理、入居者の見守り等を 1 年間業務委託するもので、限度額を 8,946 万円とするものでございます。

次の27番、地域支え合い業務でございますが、仮設住宅入居者の健康管理のため、2週間に1回程度、病院の医師等により仮設住宅の集会室等を利用いたしまして健康相談会を実施する経費でございます。限度額を300万円とするものでございます。

○浦山健康課長

続きまして、28番、各種健診受診券等の作成業務で298万4,000円の債務負担行為でございますが、事業ごとに受診券を作成していたものを契約可能なものをまとめて一括契約することで事務の簡素化を図るためのものでございます。

次に、29番、心のケア巡回訪問相談対応業務で540万9,000円の債務負担行為でございます。この事業は、震災に伴う心的外傷後のストレス障害等から来る不安障害などを緩和させるため、精神科看護師等による被災者のメンタル相談を行うものでございます。

次に、30番の被災者健康確認訪問指導等業務で5,683万6,000円の債務負担行為でございます。この事業は、震災に伴う半壊以上の被災住宅居住者等について健康確認訪問を行うとともに、特に支援が必要な方に対しまして継続的に訪問健康支援を行うものでございます。

3業務とも本年度中に契約等の事務処理を開始するためのものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

49ページをお開き願います。

単価契約に係る各種業務委託等の表でございますが、21番、被災車両一時保管場所警備業務でございます。これは、津波により被災した車両の一時保管場所を市内に3カ所置いてございますが、その保管所の警備業務を24時間で委託するものでございます。費用は、新年度予算で2,671万2,000円を予定してございます。

○松岡介護福祉課長

次に、番号34番、緊急医療情報キット購入でございますが、これはひとり暮らし高齢者等に対しまして救急搬送などの支援が必要になった際、必要な情報を専用の容器に保管し、救急隊員などがその情報を活用し適切で迅速な救命活動等が行えるように購入をし配付するものでございます。

○浦山健康課長

次に、42番、がん検診推進業務無料クーポン券作成業務でございますが、年度当初から受診希望者が受診が可能になるように本年度中に事務処理を開始するためのものでございます。

43番の高齢者肺炎球菌予防接種業務でございますが、高齢者の肺炎球菌による肺炎を予防するため、新たに70歳に達する方及び70歳以上の未接種者が年度当初から予防接種が受けられるようにするためのものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、50ページ、真ん中の表をごらんください。

単価契約に係る複合機の使用ですが、各施設におけるコピー機の入替えに際しまして、5

年間これを使用することができることから、市民活動サポートセンターや小中学校など、こちらに記載しております施設のコピー機に関して債務負担行為を設定するものでございます。（「53なの」の声あり）

大変失礼しました。50 ページ真ん中の表です。（追加）単価契約に係る複合機の使用でございます。よろしいでしょうか。

こちらですが、各施設におけるコピー機の入替えに際しまして、5年間これを使用することができることから、総務部ですと市民活動サポートセンター、教育委員会ですと小中学校などこちらに記載しております各施設のコピー機に関しまして、債務負担行為を設定するものでございます。

○竹谷総務課長

続きまして、同じ50ページの一番下の表です。債務負担行為の変更になります。2行目のパソコン借上料は、変更前の限度額4,243万2,000円に598万5,000円増額し、限度額を4,841万7,000円とするものであります。これは、平成24年4月1日から使用するパソコン40台分の5年間分の借上料でございます。今年度中に借上げ契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。これらは震災対応業務に従事していただくこととなります自治法派遣職員や非常勤職員の業務用に使用することを予定してございます。

○佐々木学校教育課長

最後に、業務支援システム借上料といたしまして、現行の給食管理システム借上料が23年度で3カ年の契約を満了することから、改めて給食の献立用ソフトを借り上げるもので、1年間で10万5,000円を平成24年度から26年度の3年間、合計31万5,000円が加わり、業務支援システム借上料全体として限度額が7,868万8,000円となるものでございます。

以上で債務負担行為の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

次に、歳入の説明に入ります。

- 歳入説明
- 1款 市税

○郷家税務課長

それでは、歳入について御説明申し上げます。

資料2の15ページをお願いいたします。資料2の15ページでございます。

1款市税で1億838万6,000円の減額補正でございます。

まず、1項1目個人市民税で2億4,390万3,000円の減額補正でございます。これは、現年課税分の総合課税による所得割における減額分で、東日本大震災に係る雑損控除による減額が主な要因でございます。なお、雑損控除につきましては、12月までに3,045名の方が適用を受けられております。

次に、2 目法人市民税で 8,999 万 9,000 円の減額補正でございます。これは、現年課税分の法人税割に係るもので、前年度実績に比較しまして 25%の減額を見込んだものでございます。減額の要因といたしましては、課税事業所数が東日本大震災による廃止、解散などにより 1 割程度減少していること、また震災や歴史的な円高などにより法人収益が 15%程度減収していることなどによるものでございます。

次に、2 項 1 目固定資産税で 1 億 4,998 万 5,000 円の増額補正をするものでございます。これは、現年課税分の償却資産に係るもので、9 月補正予算においては東日本大震災に係る減免見込み額を市内の 3 分の 2 の償却資産に被害があったものとして 3 億 8,274 万 4,000 円と計上しておりましたが、現時点での申請状況から現年見込み額を 2 億 3,124 万 4,000 円と見込み 1 億 4,998 万 5,000 円を増額するものでございます。

次の 17 ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税で 346 万 4,000 円の減額補正でございます。東日本大震災により多くの車両が被災したことから、9 月補正予算の時点におきましては課税対象軽自動車は 1,357 台減少するものと見込んでおりましたが、四輪乗用自家用軽自動車ではさらに 400 台、四輪貨物では 155 台分の減少が見込まれることから 346 万 4,000 円を減額するものでございます。

次の 4 項 1 目市たばこ税は 7,899 万 5,000 円を増額補正するものでございます。市たばこ税につきましては、平成 22 年 10 月 1 日から税率が改正され、主力の旧三級品以外の製造たばこでは売り渡し本数 1,000 本当たり 3,298 円から 4,618 円へと 1.4 倍に引き上げが行われました。これに伴いまして販売価格も引き上げられたことから、平成 23 年度の地方財政計画では、たばこの売り渡し本数が約 30%ほど減少するとの見込みであったことから、本市におきましても主力の旧三級品以外の製造たばこでは 7,670 万 2,000 本と前年度に比べまして約 30%減少する見込みで当初予算を計上しておりました。しかし、これまでの売り渡し実績を見ますと、前年度、これは値上げ前でございますが、に比較いたしますと約 13%ほど減少しているものの、平成 23 年度の当初予算に比較しますと約 22%ほど増加しており、本市においては平成 23 年度地方財政計画における減少の見込みよりも減少幅が小さいという状況でございます。これによりまして、主力の旧三級品以外の製造たばこの売り渡し本数を当初予算と比較して 1,710 万 6,000 本増の 9,380 万 8,000 本と見込み 7,899 万 5,000 円を増額補正するものでございます。

● 8 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、8 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金で 112 万 6,000 円の増額補正をするものでございます。これは、平成 23 年度の交付額が確定したことを受け、現計予算額との差額を補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

● 10 款 地方交付税

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

10 款 1 項 1 目地方交付税で 35 億 524 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。

説明欄 1 特別交付税で 7 億 4,068 万 6,000 円の増額補正をするものでございます。これは、12 月 14 日に 4 億 4,068 万 6,000 円の特別交付税の交付がございましたが、その内訳は、東日本大震災分 3 億 9,638 万 6,000 円、定例分といたしまして 4,430 万円となっております。平成 23 年度の国の地方交付税総額とここ数年の本市の特別交付税の交付額の推移から判断しますと、特別交付税の定例的な交付額をおおよそ 3 億 5,000 万円程度見込むことができると考えております。そのようなことから、3 月の定例交付額は 12 月の定例交付額分を除いた 3 億程度の交付が見込めるものと考えておりますので、12 月交付額にこの 3 億円を加えた 7 億 4,068 万 6,000 円を増額補正するものでございます。なお、東日本大震災に係る特別交付税につきましては、3 月交付分以降は震災復興特別交付税として算定されることとなっております。

次に、説明欄 2 震災復興特別交付税で 27 億 6,456 万 2,000 円の追加補正をするものでございます。震災復興特別交付税は、東日本大震災に伴って生じた地方負担額、東日本大震災に伴う市税その他の歳入の減免などによる歳入の欠陥額を対象として、今後行われる総務省の調査に基づいて算定され交付されることとなります。本補正予算において初めて震災復興特別交付税を計上することといたしましたが、それまではその対象、算定方法等に不明な点もあり、市債などにより仮置きをしていたところでございました。昨年 12 月 2 日に震災復興特別交付税の算定方法などに関する総務省令が交付されたことを受けまして、本補正予算の編成時点で震災復興特別交付税の対象となる経費の一部が明らかになりましたので、算定可能な範囲で交付が確実と考えられる部分に限って予算計上することとしたものでございます。

今回計上している経費につきましては、国庫補助事業等の地方負担額、課税免除、または条例減免に係る市税の歳入欠陥額となっております。単独災害復旧事業につきましては、総務省令の規定では、震災復興特別交付税の対象とされていたところではございますが、本補正予算編成時点では国の予算との関係で地方債による対応に振りかえるか否かということについて検討するというところでございましたので、その取り扱いが一時保留されていたため今回の予算計上を見送ったところでございます。この震災復興特別交付税の予算上の取扱いは、地方交付税のうちの一つと位置づけられていることから、一般財源の取り扱いとなります。したがって、どの事業が震災復興特別交付税の対象となったのか、事項別明細書では把握が困難となりますので、別に資料の方を用意させていただいております。

恐れ入りますが、資料ナンバーの 3、こちらの 51 ページをお願いいたします。51 ページと 52 ページの見開きのページになります。

見開きの左側にあります補正前の表の各事業が今回震災復興特別交付税の対象として補正したものになります。これらの事業では、左側の表にありますように、市債を財源の一部と

して計上しておりましたが、今回の補正を経て右側の補正後の表になりますと、ほとんどが皆減というふうになっております。事業費やその他の財源に変更が生じたものなどがあるため、すべてが同額近い形での切りかわりとはなっておりませんが、市債の全部または一部が震災復興特別交付税に切りかわるイメージというふうになっております。

この表では、特に市債から震災復興特別交付税への切りかわりをあらわすため、便宜的にこれらを隣り合った欄に表示しておりますが、実際の財源内訳では、さきに申しあげましたように、震災復興特別交付税は一般財源の扱いとなるため、一般財源欄の値に合算されるということになります。なお、補正後の表で唯一市債が残っている、2行目になりますけれども、農業用施設災害復旧事業につきましては、当該事業の一部が台風 15 号に伴う災害復旧事業となっておりますので、この部分だけが震災復興特別交付税の対象とならないというふうに見て計上しているということでございます。

また、歳入欠陥債につきましては、精査し額の調整を行った上で震災復興特別交付税に切りかえております。

震災復興特別交付税につきましては以上でございます。

● 12 款 分担金及び負担金

○松岡介護福祉課長

恐れ入ります。資料 2 の 19 ページにお戻りをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目民生費負担金 3,943 万 7,000 円の減額補正でございます。

1 節老人福祉費負担金 1 万 8,000 円の増額補正ですが、養護老人ホーム入所に係る本人負担分で、所得階層の変更に伴う増額でございます。

○但木こども福祉課長

次に、2 節児童福祉費負担金で 3,945 万 5,000 円を減額補正するものでございます。

説明欄 1 の保育所入所児童保護者負担金で 3,725 万円の減額でございますが、これは東日本大震災による被災者に対する保育料の減免に伴う減額でございます。公立保育所分は減免対象児童数 96 人分で 2,237 万 3,000 円の減額、私立保育所分は減免対象児童数 71 人分で 1,487 万 7,000 円を減額するものでございます。

2 の留守家庭児童学級入級児童保護者負担金で 220 万 5,000 円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

これは、保育所保育料と同様に東日本大震災による被災者に対する利用料の減免に伴う減額でございます。減免対象児童数 86 人分で 220 万 5,000 円を減額するものでございます。

● 13 款 使用料及び手数料

○阿部管財課長

13 款 1 項 1 目の総務使用料で 32 万 9,000 円の増額補正でございます。

初めに、1 節行政財産使用料で 39 万 1,000 円の減額は、市庁舎北側駐車場の一部を社会福祉協議会へ駐車場用地として貸し付けることとしておりましたが、震災に伴い 10 月末

までは使用できなかったこと及び 11 月から場所を市庁舎西側駐車場に変更し貸し付けたことにより減額するものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

2 節市民活動ポートセンター使用料については 72 万円の増額ですが、これは震災復興関係団体の利用が増加したこと、それから社会教育関係施設が震災により使用できなくなったことなどによりまして、当初予定していたよりも会議室の利用件数が増加したことにより増額するものです。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 目 3 節太陽の家利用料で 155 万 5,000 円の減額補正でございます。これは、当初健常児 35 名の利用で計上いたしましたが、9 名と見込まれることから、その差額を減額するものでございます。

○永沢生涯学習課長

4 目教育使用料で 86 万円の減額補正です。説明欄 1、山王地区公民館使用料は、8 月末までの閉館による減額でございます。

● 14 款 国庫支出金

○但木こども福祉課長

次に、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金で 1 億 8,326 万 5,000 円を減額補正するものでございます。

1 節児童福祉費負担金、1 の子ども手当交付金で 1 億 8,923 万 1,000 円を減額補正するものでございますが、次のページをお願いいたします。

これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、昨年 10 月 1 日に施行されました平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によりまして支給月額等の変更が行われたこと、また当初の支給対象児童数を延べ 9 万 7,728 人と見込んでおりましたけれども、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 9 万 5,905 人となることから、計上済み額との差 1 億 8,923 万 1,000 円を減額するものでございます。

○高橋国保年金課長

4 節保険基盤安定負担金で 88 万 3,000 円の減額補正でございます。これは、国民健康保険保険基盤安定負担金でございますが、保険者支援分の今年度分確定に伴うものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5 節障害者福祉費負担金で 684 万 9,000 円の増額補正でございます。

説明欄 1 の障害者自立支援給付費負担金で 303 万 1,000 円の増額補正は、歳出で御説明申し上げました補装具支給事業 606 万 2,000 円の 2 分の 1 負担分でございます。

次のページをお願いいたします。

2 の障害者医療費負担金で 381 万 8,000 円の増額補正は、こちらも歳出で御説明申し上げました障害者自立支援医療費更生医療給付事業 763 万 8,000 円の 2 分の 1 負担分で

ございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、2 目教育費国庫負担金で 1 億 1,709 万円の補正増でございます。

3 節文教施設災害復旧費負担金で、教育総務課関係、1 公立学校施設災害復旧費負担金の 1 小学校施設災害復旧費負担金でございますけれども、歳出で御説明いたしました各小学校の災害復旧工事の対象事業費の 3 分の 2 に事務費を加算したもので 4,511 万 2,000 円でございます。

2 の中学校施設災害復旧費負担金につきましても、歳出で御説明いたしました各中学校の災害復旧工事の対象事業費の 3 分の 2 に事務費を加算したもので 4,545 万円でございます。

○佐々木学校教育課長

次に、学校給食センター、説明欄 1 保健体育施設災害復旧費負担金でございますが、学校施設と同様に学校給食センターの災害に係る復旧費用 3,940 万円の補助率 3 分の 2 に事務費分を加えた 2,652 万 8,000 円を計上するものでございます。

○鈴木道路公園課長

次に、3 目土木費国庫負担金 6,308 万 7,000 円の減額補正でございます。

説明欄 1 道路橋りょう災害復旧費負担金 1,371 万 7,000 円の増額補正でございます。

次に、2 公園等災害復旧費負担金 7,680 万 4,000 円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明しましたとおり、災害復旧費事業が確定したものであるものでございます。

次のページをお願いいたします。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

14 款 2 項 1 目 1 節生活保護費補助金で 31 万 1,000 円の減額補正でございます。これは、セーフティーネット支援対策等事業費補助金の交付額の減によるものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、2 目土木費国庫補助金で 9,051 万 8,000 円減額するものです。

1 節住宅費補助金ですが、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金、いわゆる借り上げ住宅の家賃補助ですが、国費確定に伴う 22 万 1,000 円減額するものでございます。

次に、2 節社会資本整備総合交付金で、説明欄、都市計画課関係ですが、危険ブロック塀等除却事業につきましては、歳出で説明いたしましたとおり、震災による瓦れき撤去を実施していることから、当該事業の応募の見込みがないため 110 万円全額減額するものでございます。

次に、多賀城駅周辺整備課関係でございますが、まずは活力創出基盤整備で 1 の土地区画整理事業旧交付金及び 2 の旧通常につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

2 の地域住宅支援で市街地再開発事業につきましては、歳出で説明しましたとおり、同事業を次年度に見送ることになったため、国費 6,510 万円全額減額するものでございます。

○鈴木道路公園課長

次に、道路公園課分について御説明をさせていただきます。

説明欄 1 社会資本整備総合交付金、活力創出基盤整備費 1,782 万円の減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄 2 社会資本整備総合交付金（市街地整備）でございます。494 万円の減額補正でございます。これは、事業費確定によるものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、4 目公共土木施設災害復旧事業費補助金ですが、歳出で説明しましたとおり、公営住宅の災害査定額の決定に伴い、国庫補助金 731 万 3,000 円を計上するものでございます。

○佐々木学校教育課長

3 目教育費国庫補助金でございます。

1 節小学校費補助金、説明欄 1 特別支援教育児童就学奨励費補助金でございますが、歳出で御説明いたしました特別支援教育就学奨励費事業、小学校の減額 27 万 3,000 円に対応したもので、13 万 6,000 円を減額補正するものでございます。

2 節中学校費補助金でございますが、小学校費補助金と同様に歳出で御説明いたしました特別支援教育就学奨励事業、中学校の減額に対応したもので、18 万 7,000 円を減額補正するものでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、31、32 ページをお願いいたします。

3 節幼稚園費補助金で 474 万 2,000 円を減額するものでございます。教育総務課関係、1 幼稚園就園奨励費補助金でございますけれども、歳出で御説明申し上げましたとおり、幼稚園就園奨励費補助金の減額に伴うもので、補助対象額の 3 分の 1 に調整率を乗じた金額と計上済み額との差額を減額するものでございます。

○加藤文化財課長

次に、4 節社会教育費補助金で 333 万 6,000 円の増額補正でございます。

初めに、説明欄の文化財関係でございますが、1 の国宝重要文化財等保存整備費補助金で 393 万 6,000 円の増額補正でございますが、これは歳出で御説明申し上げました震災に伴う特別史跡内の復旧業務に係る国庫補助金でございまして、562 万 4,000 円の 7 割の 393 万 6,000 円となっております。

続きまして、埋蔵文化財センター関係ですが、1 の国宝重要文化財等保存整備費補助金で 60 万円の減額でございますが、これも先ほど御説明申し上げましたとおり、震災の影響による出土品等整理保存事業の縮小に伴う減額でございます。

○永沢生涯学習課長

5 節文教施設災害復旧費補助金で 2,653 万円の増額補正です。

1 社会教育施設災害復旧費補助金ですが、被災をしました 6 施設の災害復旧事業費に対す

る補助金で、対象事業の増に伴う増額及び設計委託料、工事管理委託料が補助対象になったことに伴う増です。補助率は3分の2です。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

次のページ、お願いします。

5目総務費国庫補助金で1,148万8,000円の増額でございます。

説明欄、市長公室の1地域公共交通確保維持改善事業費補助金の増額で、これは補助対象の拡大によりまして多賀城東部線も補助対象となったことによる増額でございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

14款3項2目民生費委託金で30万2,000円の減額補正でございます。

3節中国残留法人等支援事務委託金1万4,000円の減額補正は、交付額の減によるものでございます。

4節社会保障生計調査事務委託金で28万8,000円の減額補正は、歳出でも触れましたが、社会保障生計調査を東日本大震災により中止としたことによるものでございます。

● 15款 県支出金

○但木こども福祉課長

次、15款1項1目民生費県負担金で5,378万円を増額補正するものでございます。

1節児童福祉費負担金、1の子ども手当交付金で141万6,000円の減額補正でございますが、次のページをお願いいたします。

これは先ほど国庫負担金でも御説明申し上げましたとおり、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法による支給月額等の変更などにより減額をするものでございます。

○高橋国保年金課長

3節保険基盤安定負担金で262万2,000円の減額補正でございます。

その内訳ですが、1の国民健康保険の保険基盤安定負担金で126万3,000円の減額補正、こちらは保険税軽減分、保険者支援分でそれぞれ平成23年度分の確定に伴うものでございます。

次に、2の後期高齢者保険基盤安定負担金で135万9,000円の減額補正でございます。

これは後期高齢者保険基盤安定負担金ですが、低所得者軽減分、被用者保険被扶養者軽減分の確定に伴うものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5節障害者福祉費負担金で342万4,000円の増額補正でございます。

説明欄1障害者自立支援給付費負担金で151万5,000円の増額補正は、歳出で御説明申し上げました補装具費支給事業606万2,000円の4分の1負担分でございます。

次のページをお願いいたします。

2の障害者医療費負担金で190万9,000円の増額補正は、こちらも歳出で説明申し上げました障害者自立支援医療費、更生医療給付事業763万8,000円の4分の1負担分

ございます。

6 節災害救助費負担金で 5,439 万 4,000 円の増額補正は、歳出で御説明申し上げました被災住宅応急修理事業 5,202 万 5,000 円と避難所設置事業 236 万 9,000 円の増額補正に係る負担金でございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

2 項 1 目総務費県補助金で 378 万 4,000 円の減額でございます。

3 節市町村振興総合補助金は 351 万 5,000 円の減額で、これは歳出で御説明いたしました復興計画策定支援業務委託料等の減額によるものでございます。

4 節バス運行維持対策費補助金は 26 万 9,000 円の減額で、これは地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金の補助対象範囲の拡大により多賀城東部線の事業費が国庫補助事業へ移行したことによる減額と、津波被害に遭いました 12 市町に補助対象の特例制度が設けられ、補助金の算定で収支比率を乗じなくなったことにより増額があり、結果 26 万 9,000 円の減額となったものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 目民生費県補助金で 659 万 4,000 円の減額補正でございます。

1 節社会福祉費補助金で 1 の宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金 142 万 5,000 円の増額補正は、歳出で御説明いたしました被災者現況調査事業に係る経費でございます。

4 節障害者福祉費補助金で 1 の障害者自立支援特別対策事業補助金 164 万 3,000 円の増額補正でございますが、次のページをお願いいたします。

歳出で御説明申し上げました地域移行支度経費支援事業及び通所サービス利用促進事業 219 万 1,000 円に係る 4 分の 3 の補助分でございます。

○但木こども福祉課長

次、7 節児童福祉費補助金で 659 万 1,000 円を減額補正するものでございます。こども福祉課関係 1 の宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金で 915 万 9,000 円の増額でございます。

まず、1 の宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金は、歳出でも御説明申し上げましたとおり、(仮称)多賀城はるかぜ保育園並びに(仮称)多賀城すみれ保育園の建設補助事業費が確定したことに伴い、計上済み額との差 2,734 万 4,000 円を減額するものでございます。

2 の子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金、保育料減免で 3,650 万 3,000 円の増額でございますが、これは先ほど 12 款 1 項 1 目 2 節児童福祉費負担金で御説明申し上げましたが、東日本大震災による被災者に対して行いました保育料の減免措置に対しまして、国の安心こども基金地域子育て創生事業により保育料の補てん措置が講じられたことによる増額でございます。

○高橋国保年金課長

次に、国保年金課ですが、1 乳幼児医療費補助金で 500 万円の減額、2 心身障害者医療費

補助金で900万円の減額、次のページをお願いいたします。

3 母子・父子家庭医療費補助金で175万円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました各種医療費助成の減額に伴うもので、2分の1の補助分でございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

8 節生活保護費補助金で1の宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金307万1,000円の減額補正は、歳出で説明申し上げました住宅生活支援対策事業の減額に伴うものでございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

4 目 3 節農林水産業施設災害復旧事業補助金2,725万円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明しましたとおり、宝堰のゲート工事等の災害査定により減額となったものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、5 目土木費県補助金で3,255万円の減額補正ですが、これも歳出及び歳入の国庫補助金でも説明しましたとおり、市街地再開発事業を次年度に見送ることになったため県費を全額減額するものでございます。

○永沢生涯学習課長

6 目教育費補助金で6万8,000円の増額補正です。

説明欄 1 宮城県放課後子どもプラン推進事業費補助金で26万9,000円の減額ですが、後ほど説明いたします学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業の採択を受けたことにより、本年1月からの運営補助金の減額でございます。

○加藤文化財課長

次に、文化財関係でございますが、1の文化財保護補助金で33万7,000円の増額でございますが、これは歳出及び国庫補助金でも申し上げました震災に伴う特別史跡内の復旧業務に係る県補助金でございます。

○菊田商工観光課長

7 目労働費補助金で1,881万9,000円を減額補正するものであります。

まず、1 節のふるさと雇用再生特別交付金事業補助金で313万6,000円を減額補正するものです。これは、この事業が確定したことに伴う減額補正でございます。

次のページをお開きください。

2 節緊急雇用創出事業補助金で1,568万3,000円の減額補正するものであります。歳出で申し上げましたが、失業対策事業と埋蔵文化財収蔵整理業務の減額が主なものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、3 項 1 目総務費委託金で1,908万5,000円の減額ですが、1 節総務管理費委託金で147万2,000円の減額は、歳出でも説明しましたが、宮城県政だよりが1カ月置き、奇数月の発行となったことなどによりまして、県政だより配付委託金が減額したことによ

るものでございます。

○長田選挙管理委員会事務局長

次に、3節選挙費委託金で1,761万2,000円の減額でございます。これは、昨年執行いたしました県議会議員選挙の事業費が確定いたしましたので、交付見込み額との差額を減額するものでございます。なお、平成22年度において概算交付分といたしまして495万9,000円の交付を受けておりますので、交付済み額との差額となります8万4,000円が平成23年度の交付見込み額となるものです。

○片山地域コミュニティ課長

4節統計調査費委託金で1,000円の減額でございます。これは、平成24年経済センサス活動調査に係る事務委託金の確定等によるものでございます。

○永沢生涯学習課長

2目教育費委託金で130万円の増額補正です。

説明欄1 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業委託金ですが、放課後子ども教室が当該事業の採択を受けたことにより、本年1月から3月末までの運営経費相当額の委託金を計上するものでございます。

● 16款 財産収入

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次のページをお願いします。45ページでございます。

16款1項1目財産貸付収入でございますが、194万5,000円の増額です。これは、説明欄1の事業用地貸付収入で連続立体交差事業の工事に伴う作業ヤード用地として県に対する貸付収入となっておりますが、今回区画整理事業の仮換地変更により新たな市有地を貸し付けたことによる増額でございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

16款2項4目1節出資金収入80万円ですが、これは平成23年度から畜産価格安定補償事業を国が行うことになったため、宮城県畜産価格安定基金協会が平成23年7月14日に解散いたしました。このことによりまして、本市が出資していた80万円を払い戻しを受けることになったものでございます。

● 17款 寄附金

○阿部管財課長

17款1項の寄附金で5,010万2,000円の増額補正でございます。

平成23年12月31日までにいただきました寄附の件数及び金額は、1目一般寄附金は24件、176万1,000円、計上額は176万円、次のページをお願いいたします。

2目の震災復興寄附金は393件、1億4,080万4,000円、計上額は96件、1,734万5,000円、3目の総務費寄附金は、交通安全防災対策寄附金として4件、46万8,000円、4目の社会福祉事業費寄附金は5件、1,738万5,000円、5目の教育費寄附金では14件、1,272万2,000円、6目の産業経済費寄附金では2件、42万2,000円でした

ので、それぞれ計上するものでございます。

● 18 款 繰入金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 12 億 7,928 万 5,000 円の減額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

財政調整基金繰入金の減少、言いかえますと積み戻しが進んだ大きな要因といたしましては、特別交付税の増額が挙げられますが、平成 24 年度当初予算における財源を確保するため平成 23 年度からの一体的取り組みといたしまして、歳出予算の執行状況を精査し執行残となる見込み額を積極的に減額したことや、後に御説明申し上げますが、東日本大震災復興基金繰入金による既定事業の一般財源の組みかえを積極的に行ったことも挙げられるかと存じます。これによりまして、財政調整基金の平成 23 年度末における残高は、基金の再編等に伴う積み増し分 5 億円を含めまして 21 億 3,798 万 3,000 円となる見込みでございます。

続きまして、4 目長寿社会対策基金繰入金で 2,180 万 8,000 円の増額補正をし、補正後の額を 2,828 万 4,000 円とするものでございます。これは、基金の再編等に伴い長寿社会対策基金を市債管理基金に編入するため、長寿社会対策基金の全額を取り崩すものでございます。なお、これによりまして、長寿社会対策基金を繰り入れる先になりますが、市債管理基金の平成 23 年度末における残高は、基金の再編等に伴う積み増し分 5 億円を含めまして 5 億 3,892 万 3,000 円となる見込みでございます。

次のページをお願いいたします。

6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で 1,100 万円の減額補正をするものでございます。これは、第二中学校プール改修事業 4,400 万円の財源として充当することを予定しておりましたが、平成 23 年度限りで使用しなければならない地域活性化・公共投資臨時基金を充当することができる事業が東日本大震災の影響などにより減少したこと、それと一般財源の不足が見込まれる中、同基金を最大限に活用する必要があることを勘案して、第二中学校プール改修事業への財源充当を地域活性化・公共投資臨時基金に切りかえることにしたことによる減額補正を行うものでございます。これによりまして、教育施設及び文化施設管理基金の平成 23 年度末における残高に関しましては 8 億 489 万 5,000 円となる見込みでございます。

続きまして、7 目土地開発基金繰入金で 9 億 9,999 万 9,000 円の増額補正をし、補正後の額を 10 億円とするものでございます。これは、基金の再編等に伴い土地開発基金から財政調整基金及び市債管理基金にそれぞれ 5 億円を積みかえるため、土地開発基金のうち 10 億円を取り崩すものでございます。これによりまして、土地開発基金の平成 23 年度末における現金残高は、土地開発公社への貸付金を含めると 10 億 1,467 万 3,000 円となる見込みでございます。

次に、8目地域活性化・公共投資臨時基金繰入金で1億2,951万4,000円の増額補正をし、補正後の額を1億5,142万円とするものでございます。これは、当該基金の原資である地域活性化・公共投資臨時交付金が平成23年度限りで使用しなければならないこととされていることから、全額を取り崩し対象事業への充当を行うものでございます。

ここで、恐れ入りますが、資料3の53ページをお願いいたします。別冊資料の3、53ページをお願いいたします。

こちらに関しましては、地域活性化・公共投資臨時基金の充当事業の一覧でございます。こちらのページの上の表は、平成22年度における基金充当事業の一覧になりますが、表のほぼ中央の欄に予算上の各事業に係る基金充当額を記載しております。合計の欄をごらんいただきますと、3億8,809万4,000円が予算上の基金充当額で、その下の基金残高、括弧書きで予算ベースとしておりますが、その枠に記載している2,190万6,000円が平成22年度における基金の残高予定額でございました。23年度では、この残高予定額をもって、下の表になりますが、平成23年度基金充当事業の表にありますように、西部児童センター施設整備事業、それと道路改良事業の財源として充当する予定でございました。しかし、実際に平成22年度の決算を迎えますと、こちらのページの上の表の決算額の基金充当額の欄にありますように、予定していたように充当することができなかった事業が多数ございまして、右側の基金執行残額合計欄に記載のとおり、合計で1億2,875万6,000円の残額が生じるところとなったものでございます。そのようなことから、平成23年度におきましては、もともと当初予算から充当することとしていた2,190万6,000円のほか、基金運用利子を加えた1億2,951万4,000円が使用可能となったものでございます。通常の年であれば、この基金残額を充当することができる地方単独事業に事欠くことはなかったのですが、東日本大震災の影響などにより地方単独事業の実施の見送りや、実施したとしても平成23年度内に完了が見込めないなど、この基金の使用要件に合致する事業が、資料53ページの下の方の3事業程度となったところでございます。地域活性化・公共投資臨時基金は、さきに申し上げましたように国の交付金を原資としており、期限内に使用できない場合は国庫に返還しなければならないものでございます。この3事業の財源には市債を充てることとしていたものではございますが、その際に発行する地方債には交付税措置がないなど財政上有利なものとは言えないことから、極力基金からの財源充当に組み替え、基金残高見込み額の全額を使い切ることにしたものでございます。

恐れ入ります。資料2の方にお戻りいただきたいと思います。資料2の49ページにお戻りください。

続きまして、9目住民生活に光を注ぐ基金繰入金で6万6,000円の減額補正をするものでございますが、当該基金の充当事業である学校図書データ化事業の事業費の減額に合わせて基金繰入金を減額するものでございます。これによりまして、住民生活に光を注ぐ基金の平成23年度末における残高は405万円となる見込みでございます。

続きまして、10目東日本大震災復興基金繰入金で2億2,289万9,000円の増額補正を

するものでございます。

それで、恐れ入りますが、再び別冊資料 3 の 54 ページをお願いいたします。資料 3 の 54 ページでございます。

平成 23 年度における東日本大震災復興基金の充当事業の一覧でございます。ほとんどが既定事業の財源組み替えであり、歳出予算上は明らかとならないことから、一覧にまとめて説明させていただくこととしたものでございます。この基金は、宮城県から交付された震災復興基金交付金と全国からお寄せいただいた震災復興寄附金を原資としておりますが、それぞれの用途に違いがございますため、各事業の財源内訳においてどちらが充当されているかを分けて表示することとしたものでございます。

まず、震災復興基金交付金を原資とした部分につきましては、宮城県の交付要綱などに沿った内容の事業に対して充当を行っております。また、震災復興寄附金を原資とした部分につきましては、寄附者の善意を最大限に活用させていただくため、地域活動に密接な関係のある施設や地域での安全安心な生活に必要な設備などの復旧事業を中心に充当を行っております。これによりまして、今回の充当額は震災復興基金交付金分、1 億 3,330 万 2,000 円、震災復興寄附金分 8,959 万 7,000 円の合計 2 億 2,289 万 9,000 円でございます。以上により、東日本大震災復興基金の平成 23 年度末における残高は 9 億 3,292 万円となる見込みでございます。

恐れ入ります。資料 2 の 49 ページにお戻りいただきたいと思います。

● 20 款 諸収入

○佐藤収納課長

20 款 1 項 1 目延滞金で 340 万円の増額補正をするものでございます。これは、滞納者から徴収した延滞金の増額分でございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目民生費貸付金で民生費貸付金元利収入で 250 万円の減額でございます。説明欄、市長公室の 1、地域総合整備資金貸付金元金収入で 250 万円の減額でございます。これは、いわゆるふとさと融資でございます。平成 22 年に社会福祉法人嶋福社会に融資しておりましたが、融資対象施設である特別養護老人ホーム桜花が震災により被害を受け営業休止状態となっておりますことから、現在償還の開始時期を変更するようふとさと財団と協議中でございます。したがって、本年度の収入が見込めないため減額するものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、20 款 4 項 2 目土木費受託事業収入で 67 万円の減額補正でございます。これは、砂押川堤防等除草業務でございます。歳出で説明しましたとおり、震災による除草面積の減少等による引き下げによるものでございます。

○加藤文化財課長

次に、3 目教育費受託事業収入で 1,781 万 1,000 円の減額補正でございます。

初めに、説明欄の文化財関係ですが、1の文化遺産を生かした観光振興地域活性化事業受託で387万円の増額でございます。これは、歳出で御説明申し上げました被災文化財保全等事業に係る受託事業収入で、全額文化庁の費用負担で行われるものでございます。

次に、埋蔵文化財調査センター関係ですが、1の埋蔵文化財発掘調査受託で2,168万1,000円の減額でございます。これは、歳出で御説明申し上げました埋蔵文化財調査受託事業において、発掘調査の結果、遺構遺物等の発見数が少なく調査期間や遺物等整理期間が大幅に少なくなったことによる受託事業収入の減額でございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5項2目3節国費過年度収入で1,486万円の増額補正でございます。これは、平成22年度の生活保護国庫負担金の追加交付によるものでございます。

○松岡介護福祉課長

次に、3目雑入で5,659万9,000円の増額補正でございます。

2節福祉施設利用者負担金等33万円の減額補正でございますが、歳出で御説明申し上げました軽度生活援助事業に係ります利用者負担金で、利用者の実績見込みに伴う減額を行うものでございます。

○浦山健康課長

次のページをお願いします。

3節で生活習慣病予防対策実費徴収金で72万8,000円の減額補正は、説明欄1の大腸がん検診から5の肺がん検診までの各検診受診者が見込みより少なかったことによるものでございます。

○佐々木学校教育課長

5節学校給食費実費徴収金でございますが、説明にあるとおり、1小学校、2中学校、ともに給食回数の減が大きな理由となっております。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

7節雑入で6,631万6,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、市長公室関係の1財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金で77万2,000円の増額補正をするものでございますが、これはオータムジャンボ宝くじの収益金配分額等に係る交付金で、昨年12月に同協会から交付決定額が通知されましたので、計上済み額との差額を補正するものでございます。

同じく2東日本大震災復興宝くじ市町村交付金で2,127万8,000円の追加補正をするものでございますが、これは東日本大震災復興宝くじの収益金配分額に係る交付金でございますが、宮城県市町村振興協会から交付決定額が通知されましたので、当該交付決定額を追加補正するものでございます。

○竹谷総務課長

次に、総務課関係1市町村職員中央研修所受講助成金で31万6,000円、2の東北自治総合研修センター宿泊助成金で109万4,000円をそれぞれ減額するものであります。これ

らはいずれも職員研修時の研修派遣職員の受講料や宿泊費の助成金でありまして、今年度は震災の影響により千葉県にあります市町村職員中央研修所への研修派遣は結果として見送らせていただくこととなり、また富谷町にあります東北自治総合研修センターでの研修につきましては、宿泊ではなく原則通所による受講としたための助成金の減額でございます。

○阿部管財課長

次に、管財課関係ですが、説明欄 1 地震災害見舞金で 5,000 万円の増額でございます。次のページをお願いいたします。

これは、歳出の際に総括説明をさせていただきましたが、多賀城市が建物及び自動車の損害共済として委託契約している社団法人全国市有物件災害共済会では、被災市の復旧のための財政支援策として東日本大震災による損害は免責事項となっているため、保険金は支払われないものの地震見舞金が交付されることとなりました。これにより、今回早急な財政支援として 5,000 万円が内払い金として支払われたことから計上するものでございます。なお、地震見舞金交付額の確定及び残額の支払いは、平成 24 年 3 月に行われる予定でございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

生活環境課分 1 の狂犬病予防注射実費徴収金でございますが、当初 1,650 頭分の集合注射を予定しておりましたが、東日本大震災の影響により 849 頭の集合注射にとどまったことによる減額でございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

農政課ですが、1 土地改良施設維持管理適正化事業交付金 945 万円の減額補正ですが、これは歳出でも説明いたしました。土地改良維持管理適正化事業で宝堰の塗装工事を行う予定でしたが、宝堰のゲート工事が完了しないとこの適正化事業の実施ができないため、交付金の減額をするということになったものでございます。

2 の土地改良維持管理適正化事業特別賦課金 295 万円は、適正化事業、塗装工事が実施できないことから、多賀城市に返還されるものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

社会福祉課関係で、1 の建物共済保険料 1 万 7,000 円の減額補正は、のぞみ園及びレインボー多賀城に係る歳出が免除となったことによるものでございます。

○但木こども福祉課長

西部児童センター関係、1 の各種教室等参加料 4 万 2,000 円の減額は、大規模改修工事に伴い休館したことによる減額でございます。

○佐々木学校教育課長

学校給食センター関係でございますが、学校給食共同調理負担金 421 万 3,000 円は、昨年から行っております七ヶ浜町内の二つの中学校分に対する給食の調理場提供分として光熱水費等の最低限の負担を七ヶ浜町からいただくもので、その案分につきましては、それぞ

れの提供する給食数で案分しております。

● 21 款 市債

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、21 款 1 項 1 目民生債で 4,780 万円の減額補正をするものでございます。

1 節社会福祉施設整備等事業債の説明欄の 1 児童福祉施設整備事業債で 280 万円の減額補正をするものでございますが、歳出で御説明申し上げましたように、私立保育所建設費補助事業の事業費の減額に合わせて補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄の 1 児童福祉施設整備事業債で 4,500 万円の減額補正をするものでございますが、さきに御説明申し上げましたように、西部児童センター施設整備事業の全額に地域活性化・公共投資臨時基金繰入金を充当するため、不用となる市債を減額するものでございます。

2 目土木債で 1 億 3,030 万円の減額補正をするものでございます。

1 節都市計画債で 1 億 1,980 万円、続いて 2 節道路橋りょう債で 1,050 万円の減額補正をするものでございますが、歳出で御説明申し上げました各事業の事業費の増減に合わせて必要な補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 目教育債で 620 万円の増額補正をするものでございます。

1 節中学校債の説明欄の 1 学校施設整備事業債で 3,300 万円の減額補正をするものでございますが、さきに御説明申し上げましたように、第二中学校プール改修事業の事業費の全額に地域活性化・公共投資臨時基金繰入金を充当するため、不用となる市債を減額するものでございます。

続いて、3 節社会教育施設整備事業債の説明欄の 1 大代地区公民館施設整備事業債で 1,130 万円の増額補正をするものでございますが、起債充当率 75%で市債を算定していたところ、災害復旧事業の関連事業として起債充当率を 100%まで引き上げることが可能であることが判明したため、起債充当率 100%で算定し直した額に補正するものでございます。

4 節保健体育施設整備事業債の説明欄の 1 総合体育館施設整備事業債で 2,790 万円の追加補正をするものでございますが、歳出でも御説明申し上げました総合体育館改修事業について、こちらも災害復旧事業の関連事業として取り扱われるため、起債対象事業費に対しまして起債充当率 100%の額を計上するものでございます。

続いて、5 目災害復旧事業債で 25 億 6,570 万円の減額補正をするものでございます。

1 節歳入欠陥等債で 22 億 6,980 万円の減額補正、2 節農林水産業施設災害復旧事業債で 2,380 万円の減額補正、続いて 3 節公共土木施設災害復旧事業債で 8,080 万円の減額補正、4 節消防防災施設災害復旧事業債で 1 億 1,790 万円の減額補正。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。

5 節文教施設災害復旧事業債で 7,340 万円の減額補正をするものでございます。これらは

いずれも震災復興特別交付税の項で御説明申し上げましたように、市債のうち震災復興特別交付税に組み替えることとしたものの減額補正をするものでございます。

最後に、8目借換債で5,560万円の追加補正をするものでございます。

説明欄 1 市債繰上償還借換債で5,560万円の追加補正をするものでございますが、歳出の公債費のところでも御説明申し上げましたが、旧地方公営企業金融公庫資金借入金の繰上償還について、その償還費用の財源を当該借入金よりも低利な借換債によって補うため必要な補正をするものでございます。

次に、ただいま御説明申し上げました市債に係る補正の全体について説明させていただきますので、資料の10ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正ですが、この表は本補正予算において変更の生じる節単位での市債の起債限度額並びに一般会計における市債全体の起債限度額をあらわしております。したがって、限度額の計に記載されております数値につきましては、本補正予算において変更となる市債以外の起債限度額も含んでいるため、この表そのものの計とはなっておりませんので御承知いただきたいと存じます。

各節単位での市債の説明は省略させていただき、市債全体の起債限度額について御説明申し上げます。

補正前の起債限度額の総額71億2,830万円に対し26億8,200万円を減額いたしまして、補正後の起債限度額の総額を44億4,630万円とするものでございます。なお、今回起債限度額が変更となる市債の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の内容と同じでございます。

以上で歳入の事項別説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

ここで休憩に入ります。再開は2時30分。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 開議

○深谷委員長

それでは、おそろいのようにございますので、時間より早いですが進めたいと思います。先ほど説明終わっておりますので、これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対する的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○深谷委員長

それでは、まず初めに歳入の質疑を行います。

○佐藤委員

いろいろたくさんの大きな膨らんだ予算を調整しながら、本当に市民に公平に使っていくという部分では御苦労されているかと思います。その中で、先ほど予算の総括の説明の中で、公室長が、前段ちょっと覚えてないんですけども、基金の残高を高めていくということに主眼を置いたというようなふうに私聞いたんですが、どのようなことだったのでしょうか。もう一度その部分を再整理してください。

○菅野市長公室長

私の冒頭の説明の内容は、財政調整基金関係が平成 24 年度予算編成に当たりましてほとんど取り崩した形で新年度予算を組まざるを得なかったと。したがって、財政調整基金の方にできるだけ 23 年度事業において取り戻しをしながら 24 年度の新年度予算の方に備えたいというそういう内容のお話をさせていただきました。

○佐藤委員

必要な事業はきちんとしながら、市民の継続してほしいという事業はきちんとしながら基金、当然無駄遣いはしないで余ったお金は積んでおくというのは家計の基本ですから、そういうことでとらえていいんですか。

○菅野市長公室長

まず今 23 年度の補正予算の内容の説明、先ほど終わりましたが、例年と違って非常に決算ベースに出てくるようなものも今回とにかくかき集めて、2 月補正の段階で不用となるものに関しましては一たん今回の補正で取り出して、それについては財政調整基金の方に一たん戻していただきましょうというような内容の補正予算になっているというようなことをございまして、また多分今のお話は 24 年度に向けてのお話かなと思いますが、それらにつきましても新年度予算のときにまた詳しくお話しさせていただくものの、必要最小限の事業に関しましてはできるだけやっていくという方向性で臨んでおります。

○佐藤委員

私が言っているのはちょっと方向違う。基金残高を高めていくというところだけが残ったんです、私の耳に。やはりそういう方向性の、今言っていることは必要最小限の事業はしながらと言っているからわかるんだけど、基金残高を上げていくことが目的かと、そういうふうに聞き取られかねない、字として残ればそういうふうに思われかねないちょっと発言だったかなというふうに思うんです。

それを感じたのはなぜかという、きのう条例のときに、公室長は基金を、あの土地開発基金を 10 億、5 億、5 億と分けてほかに積むのに、多賀城は潤沢な基金がありますからというふうな発言もされたんです。それが頭の中に残ってしまして、ちょっとのどにひっかかっていたんです。そういう発言をベースに私聞いたものですからそういうことになったんで

すが、どちらの発言も、ちょっと市民が平場で聞けばうんと不穏当な発言かなというようなことに感じるという含みもありそうな気がするんですが、これはどのように思われますか。

○菅野市長公室長

私がきのうときょうに至って説明している内容は、24年度の事業というのは大変大きい事業になってございます。財政調整基金が土地開発基金の方を取り崩さない段階においては1,000万円を切るような状況になると。そうしますと、今後24年度で復旧復興関係の事業が目白押しでございますので、国の方に復興事業関係の方を今申請を行っておりますが、それがどの程度認められるかというのは現時点でまだ把握はできませんが、それらが単独事業でやらざるを得ないことも予想されます。そうした場合に、財政調整基金等がないとなかなか対応できないということでございますので、そういう意味合いからできるだけ財政調整基金の部分に積み戻しをしながら、そういった不慮の事故であるとかそういったもろもろの事象に対応しながら市民の方々にできるだけ復旧復興事業を一日も早くやっていくためには、そのような方向性が必要だというような内容での説明をさせていただいたと存じます。

また、土地開発基金に関しましては、きのうも説明させていただきましたけれども、取り崩しができない状況になっておりましたことから、今回取り崩しが可能な定額運用基金の方に、きのうお認めていただいた内容でかえさせていただいて、できるだけいろんな事象に対応できるような財源の確保を目指していくというようなことでの説明だったと存じております。

○佐藤委員

わかるんです。しかし、その言葉を聞いたり、文字にしたりしたときに、「潤沢な」とか、例えばさっき私がお話をしましたようなことが、今の状況で住民感覚にフィットしないというようなこともあるかと思っておりますので、ぜひそういう部分では精査した言葉をこれからも使っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○竹谷委員

ちょっと気になる答弁で、佐藤委員の答弁に対して、震災になったからできるだけ決算に強い、決算に合うように今回補正に集めたと。そして、資金をある程度確保したというような受けとめ方したんですけれども、そういう意味ですか。

○菅野市長公室長

先ほど御説明した内容のとおりでございます。今までできるだけ財政調整基金の方に繰り戻しをするための方策としましては、地域活性化・公共投資臨時交付金を全額充当する、あるいは東日本大震災復興基金をできるだけ活用する。そのほか、執行残等に係るものについても、この際きちんと戻していただくというようなことをありとあらゆる手段を講じながら財政調整基金の方に繰り戻しをするというような方策をとらせていただいております。

○竹谷委員

今度震災があったからそういう方法に変えたんですかと聞いているんだ。それ聞いている

んだ。その後別な質問するけれども、それを聞いているんです。どうなんですかと聞いている。

○菅野市長公室長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

市長公室は、多賀城の財政をより効率よく運用していかなければいけない状況のところにあるのではないかと思うんです。たまたま偶然に今回の大震災が来た。私は、多賀城の財政を見れば、今のあれが来なければもっともっと深刻な財政状況になったのではないかと思うんです。違いますか。来たからではないと思う。23年度が来ないでそのまま事業をやっていたら、私は多賀城の財政は相当厳しい見方をしなければいけない状況下にあったのではないのかというふうに思っているんですけれども、その辺はいかがですか。

○菅野市長公室長

委員おっしゃるとおり、震災等が来る以前の段階におきましても、多賀城市の財政というのはかなり厳しい状態になっていたのはそのとおりだと存じております。これにつきまして、行政改革等を通じながら……。

○竹谷委員

であれば、あなたがさっきある決算状況に持ちながら全部かき集めて、全部できるだけ絞り上げて今回やったと言うけれども、少なくとも震災がなくてもそういう財政効率方法を念頭に置いていかなければ、多賀城の財政は持っていけなかったのではないのかというの。そこに私は疑問を持っているんです。23年度ほとんど普通事業していないんです、いろいろ計画したやつでも。だから、その辺の財政の認識をきちっと持ってもらわなければいけない。だから、意見も出ておったように、土地開発基金だって、こんなに要らないだろうと。多少取り崩しても基金運用した方が今後の多賀城の財政のためには大事ではないのかという意見も出たはずだ。去年の予算審議か何かで出たはずだ。

ですから、私は、震災になったからでなく、多賀城は普通どおりでもそういうような気持ちで財政を見ていかなければいけない環境にあったんだという認識をきちっと持ってもらわなければ困ると思うんです。私はそう思うんです。補正予算だからどうのこうの言えるところでないと言えればそれまでですけども、私は、少なくともあなたが決算と同じようなあらゆるものをやって財調にためたと。だけれども、それは震災だからでなく、先ほど言うように。多賀城の財政がそんなに潤沢な財政にあったのかという認識の問題です。私はそう思うんです。もっともっと財政を厳しく見なければ。昭和50年代の財政と違うんですから。私はそういう見方で議会に対しても答弁していくべきであると。そして、市全体がそういう認識の中に立って行政改革なり無駄を省いていくんだという精神がなければまずいのではないのかと。国の交付金が来なくなった、だめですよという財政運営はできないわけですから、そういう認識を持つべきではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○菅野市長公室長

多賀城市の財政経営等についての認識は、まさに委員おっしゃるとおりの認識を私持っております。ただ、言葉の表現上そのようにしていただけなかったとするならば、今後言葉の使い方等に注意をしていきたいと思えます。

○竹谷委員

十分その辺は誤解を生まないような言葉でお話ししていただきたい。お願いしたいと思えます。その問題はそれで。

固定資産税、説明では相当減るのではないかと思ったけれども、それほど減額しなくてもよさそうだというふうなことで 1 億 4,900 万を計上していますけれども、実際どうなんですか。多賀城の法人税を取り巻く環境はそんなに甘いような状況なんでしょうか。その辺の現状を教えてください。

というのは、当年度予算の、今度は予算審議でも議論になるわけですので、そのような甘い状況にあるのかどうか教えてください。

○郷家税務課長

まず、固定資産税の償却資産の減免の見込みでございます。最初に御説明申し上げましたとおり、9月補正の段階では市域面積での津波被害の状況から約3分の2程度の償却資産に被害があったらという見込みで計上させていただきました。一つそのタイミングで予算を計上したというのは、歳入欠陥債、財政上の問題もございますけれども、そういった部分でどれほどの減収が見込めるかというそういった枠組みを見きわめるという、ある程度見るという状況もございまして、その当時はそういう3分の2という見方をさせていただきました。現時点でこの償却資産につきましては、基本的に各企業、資産をお持ちの事業所の方からの申告でもってその被害状況を確認している状況でございます。まだすべての事業所から出てきているわけではございませんが、現時点での申請状況を見ると、そこまでは行っていないという状況があるということでございます。

ただ、法人税の方、法人税割等々につきましてはやはりかなり、今回前年度25%減の補正を組ませていただいておりますけれども、まだまだ業績等については不安材料がある。ましてや津波被害、地震被害に加えまして、現在の経済情勢あるいは円高の状況、こういったものが今後大きく影響するのではないかと考えております。

○竹谷委員

この減価償却費も企業にのしかかっていくわけですよ。企業が復旧していこう、復興していこう、多賀城に何とか根差していきたいという思いの中で、多賀城に頑張ろうという気持ちで工場の再建なり復旧をしていると思うんです。もし予算的にかつての補正予算組んだようなもので財政的にクリアできるとすれば、この分だけでも減税なり何らかの形で企業の復興応援に活用するような施策というものも大事ではないのかなという思いがあったものですからちょっと質問させていただきましたけれども、そのような検討はなされたんでしょうか。税務課は計算ですから市長公室でも結構ですが、そういう政策的なものを考えられたんでしょうか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

まず、多賀城市の復興には住民、お住まいの方の住まいを確保するほかに、やはり雇用を確保するというのがとても大事なことだというふうに考えておりました、今般、復興特区制度を活用して特区の認定がなされました。この前説明会でも御説明させていただきましたけれども、多賀城市内のものづくりという製造業を中心としたそれぞれの会社に対して、これから投資をする分についての減税措置というのをルールづけをしたところでございます。今後は、そのルールづけに基づいてそれぞれの企業を指定するというような作業が出てまいりますけれども、本格的にこれから復興するに当たって企業投資するというものに対しては、これはオール宮城の話でございますけれども、そういう形で後押しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○竹谷委員

特区制度やれば企業の減税をし、その分は地方に国がある程度還元するという格好になってくると思う。あの仕組みでいけばそうなると思うんですけども、私は今の現状を見て、これだけの1億円のものがあるとするれば、約1億5,000万ぐらいあるとするれば、何らかの形で既存の企業に対して、それはそれとして多賀城の政策として、ビジョンとして、そういう位置づけで今いる産業を定着させるという意味で、こういう財源の活用方法というものも考えられるのではないのかなというふうに思ったものですから、その活用方法を検討したんですかと、補正予算組むに当たってそういうところについてはどのようにお考えになっておったんですかという基本的な政策問題は推進局長がおっしゃられるのは、既に調査特別委員会でもその内容を聞いておりますので、ただ今現実的に補正予算で約1億5,000万のこのお金の活用をそういうぐあいに活用したらいかなものだったのかなという思いがあったものですから、そういうところについては御検討されたんですかということをお聞きしているんです。その辺は検討されていないなら検討されていないでも結構ですからいかがでしょうか。検討されていないならされていないでいいんだ。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

補正予算の編成過程においてはそういった部分は検討はしていないということが実際のことでございます。ただ、前後しまして、12月に設置いたしましたけれども、震災復興基金がございます。これのうちの約10億円が県の方から交付されている震災復興基金交付金というものでございます。ですから、税の減額見込みを使うということももちろんあるのかもしれませんが、実際にはそちらの基金の方がもっと活用できればなということによって予算編成に臨んだということは実際ございました。

○竹谷委員

というのは、このうちの自主財源で出てきたものを今後の企業の定着なり、市として単独で、復興とかいろいろ来ますよ、交付金。それでなく、市が単独でそのぐらやってやるんだよという意気込みを見せるための政策といたしますか、検討はされたんですかと聞いた。されていないならそのようなことは検討しませんでしたと、はっきりと市民の前に明らかにしても

いいというふうに思いますので、副市長、いかがですか。答弁したいような顔していますから。

○鈴木副市長

これは固定資産税の約 1 億 5,000 万でございますけれども、これは先ほど税務課長が御説明申し上げましたけれども、当初の見込みとしては 1 億 5,000 万、少ない金額の固定資産税の収納になるだろうという見込みでございました。そうなりますと、市税収入が減りますから、それを補てんするために減収補てん債、起債であてがうということにしていました。ところが、今ここまで来ますと、それが比較的すんなり減収しない。もう 1 億 5,000 万、想定したよりも固定資産税は多く収入されるということがありましたので、その分は赤字補てんの起債との入れかえになっているということになってしまふんです。ならば、今竹谷委員がおっしゃられたように、この分はだったらその起債を借りたまま浮いた金としてそれは使えないかという多分お考えになるかもしれませんけれども、それは現に減収があったからその起債ということになってまいりますので、ここでこの分が必ずしも自由に使えるお金として存在するということはなかなかそう言い切れない。そういうようなことで、今おっしゃられたことについては現実的には検討はいたしておりません。

○竹谷委員

検討してないものに何でだと言っても、検討してないものは返事は来ませんからこれ以上やりませんけれども、赤字補てん債もやって何とか 12 月補正は組んだ。2 月の補正で何とか整理をしてこうやったと。だから、この段階で市として、多少借りてでも赤字補てん債を活用しても、多賀城の産業を定着させるため、雇用を拡大させるため、多賀城の産業拡大のことによって経済が活性するという視点でいけば、こういうお金の活用についても検討する余地があるのではないかという私は思いがあったんで質問させていただきました。そういう考えは全然しなかったということですから、それはそのように受けとめておきたいと思います。

交付税の問題、特別交付税が 7 億 4,000 万来ていると。これは税収が不足した分、ある程度この中で補てんされているように私思っているんですけども、そういうもので具体的な数字があれば教えていただきたい。復興特別交付金は、復興事業にかかわる一般財源を活用しなくてもいいように一般財源の補てん財としてこの分は来ていると思うので、特別交付金はそういう思いで来ているのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、特別交付税の方から御説明させていただきたいと思います。

特別交付税なんですけれども、普通交付税、要は通常の財源の不足を補うためのものというものでよこされるのが普通交付税なんですけど、それではなかなかとらえ切れない財政需要があった場合に、それに対して交付されるのが特別交付税というものになっております。今回、この特別交付税なんですけれども、12 月に交付されたのが、金額といたしましては 4 億 4,068 万 6,000 円でございます。こちらなんですけれども、毎年 12 月と 3 月に

交付されるんですけども、今回の12月交付分というのは通常の年度とは違いまして、東日本大震災によって特に財政需要がふえた部分、この部分についての交付分が含まれております。この部分の交付額というのが3億9,600万円程度が上乘せされてきているというような格好になっております。ですから、今まで予算として計上していた部分で算定していった内容、そういった部分が今回の交付額の中に反映されてきているということになります。

具体的に申し上げますと、どういったものが対象になってきたのかといいますと、まずいわゆる自治法派遣と言われる職員派遣に係る経費であるとか、あとは例えば文化財関係の災害復旧の部分であったりとか、あとは災害に関しての応急対応分としまして、これは全国的に一律に計算されている分なんですけど、床上床下浸水の対応に係る経費として一定の計算式で計算されているものということが今回の中に含まれております。そういった災害によって特に需要がふえた分に関しての補てんの部分と。

それと、もう一つ定例的に行われているものの内容でございます。これは、例えば国政選挙なんかがあればその分、今回なかったんですけども、今回の関連で言いますと住民票の自動交付機の関係であったりとか、あとは自転車駐車場などといった特別な普通交付税ではなかなか計算できない部分のものが含まれているということになります。

それと、もう一つなんですけど、震災復興特別交付税なんですけど、こちらの方は実際にかかった経費をベースにして計算していくということになります。ですから、今回の場合ですと、先ほどもちょっと御説明申し上げたんですけど、特に震災によってふえた地方負担額というのがなかなかとらえづらい部分もございました。今回計上させていただいているのが、まず災害復旧事業、こちらの方の国庫補助の地方負担分になる部分、この部分が今回計上した内容の主なものとなっております。

あと、もう一つは、先ほどの税関係のもので課税免除をした部分あるいは条例によって免除をした部分、そういった部分の補てんのためということで今回この震災復興特別交付税の対象となるということがわかっておりますので、この部分を今回計上させていただいているということになります。

○竹谷委員

あと譲りますけれども、そうすると市民税で今回税務課で2億4,300万減収として見込んでいる。法人税も約9,000万、両方合わせると3億3,000万程度減収になっていると。財政の仕組みを聞きたいんですけども、この補てんは、どのような国からの補てんが来るんでしょうか。それがわかりであれば教えていただきたい。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、税収の減といった部分なんですけれども、まず一つは、今回の震災によって地方税法の改正によってそもそも課税がされないと言われた部分であったりとか、あとはもともと条例で定めている、災害によって税額を免除するというような規定を定めている団体がほとんどだと思んですけども、そういった部分で免除された部分、そういった部分を補う

ものを今回震災復興特別交付税にストレートに計上させていただいています。

そのほかに、実はつい先ごろそれが明らかに、私どもの方で認識できたんですけれども、例えば雑損控除なんかによって税収が下がる部分、そういった部分も震災復興特別交付税の方でどうも見てもらえるというようなことがわかってまいりました。ですから、今回震災復興特別交付税に計上していない部分の税の減収部分も一定部分は交付税の方で見ていただけるのではないかというふうに思っております。

○竹谷委員

それでは、具体的に今ちょっと申し上げましたけれども、その分についても国の方で地方の減収分はある程度参酌しながら今回の災害交付金の方に加味していくんだよという姿勢にあるという認識をしておいてよろしいんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

その減収の理由として、まさに震災による減収が発生したもの、あるいは震災によって新たに作った税制度の中で減収が生じる部分、そういった部分に関してはまず震災復興特別交付税の方で何らかの措置がされるんだろうというふうに見ております。

○竹谷委員

そうすると、今は特に、ではそれはどれに入っているんだと、どういうふうなものが出てくるんだというものはお示ししてくれと言っても無理があるというふうに思うんですけれども、もしよろしければ、新年度予算においてそういう点もやはり議論していかなければいけない状況が出てくるとお思いますので、できるだけわかりやすい資料ができるのであればお示ししていただきたいというふうにお願ひしたいんですけれども、委員長、取り計らっていただきたいとお思います。

○深谷委員長

資料の提出は大丈夫ですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

できるだけその積算の根拠等がわかるような資料を用意させていただきたいとお思います。

○根本委員

資料3の51ページ、52ページなんですけれども、震災復興特別交付税対象事業ということで、補正前と補正後が出ております。竹谷委員からもいろいろお話がございましたけれども、多賀城市の基本的な財政の考え方の一つに、基金を減らさない。市債をふやさない。これは一貫して進めてきた多賀城市の考え方ですよ。だから、これは震災があろうとなかろうと、そういう考え方で進んできて、結果的には今そのように基金も積み戻しをしているという、私はそう思って理解しているんですけれども。

今度市債の方を見てみたいと思うんですけれども、例えば財源の内訳で補正前、26億1,280万の補正前の予定が、補正後では震災復興特別交付税が来るということで、結果的には歳入欠陥債も含めて27億6,400万と、このようになっております。これは震災直後からさまざまな復旧事業をやってきて、交付税措置されるでしょうと、そういうようなお話

があったりして、本当に来るのかと、もうこういう議論もありました。とりあえずは 23 年度で 27 億は来たという状況になっております。

一方、この資料 2 の 59 ページを見ますと、災害復旧事業債というのが 43 億あって、このたびの特別交付税で 25 億、この辺は担保されているということで、まだ 17 億は来てないということにはなっていますね。

この関係なんですけれども、まずことしというか 23 年度に 27 億 6,000 万来たことは、これは市は当初から想定して来るものだと思っていたことなのか。それから、もう一つは、この 17 億、これも 24 年度か必ず来ると、こういうふうに想定をしているものなのか。その辺の国とのやりとり、確信をお聞かせいただきたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

まず、災害復旧関連の市債に関しましては、これは発災直後からそうだったんですけれども、まず国庫補助の部分に関しては地方負担分に関して災害復旧事業債という地方債を充てられるということになっています。これは充当率も高いものですし、さらに後の元利償還金に対しての交付税措置が非常に手厚いものだとということでございました。さらに、地方単独で行う、要は補助が当たらない災害復旧事業に関しても同様に充当率が非常に高い 100% の充当率のものなんですけど、そういった地方債が充てられるということでスタートしております。その内容に即して予算を今まで組んできたわけでございますけれども、ただその地方債の発行ではなく、直接的に交付金によって、震災復興特別交付税というものなんですけど、そちらの方でもって直接的にもう充当していこうということが国の第 3 次補正で決まっております。それが予算化されております。ただ、その切りかえをするに当たって、タイミング的に震災復興特別交付税の計算方法であるとか、あと交付される時期、その額のとらえ方というのも、実ははっきりわかっていなかったということもございまして、しばらく、今回までずっと地方債を充てるというような格好で仮置きをさせていただいていたということになります。

今回その算定方法などの一部が明らかになってきておりましたので、その部分、わかる部分に関して、確実な部分に関して今回切りかえをさせていただいているということになります。その結果が今回資料 2 の方の 59 ページの方に出ております 25 億 6,000 万円程度の減額というふうにつながっております。残りの部分なんですけど、こちらの 17 億 4,000 万の部分につきましては、非常に大きな部分なんですけれども、これは今回ちょっと手をつけられなかった部分でございます。

一つは、先ほどの説明にもありましたように、まず地方単独で行うところの災害復旧事業の部分、この部分がちょっと総務省の方から指示があったんですけれども、もしかすると震災復興特別交付税充てられないかもしれないのでちょっと保留にしてくれというような話がございましたので、それがまず入っておりません。入っていないというのは、つまり地方債のままで残しております。

もう一つが、これが非常に大きなものなのですが、災害廃棄物関係の処理費用です。この部分は、まず国庫補助で90数%の補助が入るといふふうに見込んでおりますが、その地方負担分に関しては依然として取り扱いがはっきりしていない状態でございます。もしかするとこのまま地方債のままで、災害対策債というような名称になりますけれども、そちらでの対応になるのか。あるいは、震災復興特別交付税の省令で対象経費であるとか計算方法決まっているんですけども、それが今後改正されて震災復興特別交付税の対象にするんだということになれば、この部分の大半は市債の分から抜けていくんだろといふふうに思っております。今時点では、その辺がまだ定かではないということがございましたので、ちょっとかた目に見ているということになります。といいますのは、最後まで地方債でいった場合に、地方債を発行する場合というのは予算化されていないと借り入れができない仕組みになっております。そのようなこともありまして、ちょっと安全策をとって不明確な部分は市債のまま残しておいて、予算措置されているという状態を確保しておこう。そういうことので考えで今回の補正では含められる分もあったということになります。

非常に災害廃棄物関係の地方負担分に関しては、私どももできれば地方債ではなくて震災復興交付金の方で交付いただければなといふふうな、非常に期待を込めて今その状況の方を見守っているところでございます。

○根本委員

わかりました。震災関係のその経費に関しては、市のお金を持ち出すということがないようにやはり国がすべて責任を持っていただくということが私は非常に大事でありますし、またその方向性に進んでいかなければいけないと。また、今のお話聞くと少し不透明なところもあってはっきりしないところがあるということもございまして、これからまたいろんな事業もやっていかなければいけない。24年度の予算もこれからですけども、そういう意味では一時的に市債を使ったとしても、いずれ必ずこういう見える形で交付税で来る、あるいはきちっと交付金で来るというような形で目に見える形でやはりやっていただければいいなと思いますので、これからも大変だと思いますけれども、一つ御努力のほどよろしくお願い致します。

○深谷委員長

次、質疑ございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

なければ、以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○深谷委員長

次に、歳出の質疑を行います。(「委員長、要望があります」の声あり)

○昌浦委員

ありがとうございます、お許しいただきまして。

昨年 12 月 8 日の補正予算特別委員会において、当時、今職名がどうなっているかわかりませんが、阿部社会福祉課長補佐、私の質問にお答えいただいておりますので、歳出でいろいろ質問を予定しておりますので、この方は今もそうだと思うんですが、仮設住宅管理運営業務の主務者であられると思いますので、委員長の職権においてこの委員会に出席をお願いしたいと思います。よろしくお取り計らいください。（「休憩」の声あり）

○深谷委員長

それでは、すぐ近くにいらっしゃるということなので、入室いただいて……。

それでは、暫時休憩といたします。再開は……。暫時でなくて定刻にします。休憩は 3 時 20 分再開。

午後 3 時 12 分 休憩

午後 3 時 20 分 開議

○深谷委員長

再開します。

○伏谷委員

まず、1 点目なんですけれども、ページが 86 ページ、住宅応急修理について伺います。それから、2 問目、92 ページの、先ほど非常に長く説明していただいたんですけれども、その確認も含め、中小企業など安定経営の事業について御質問いたします。それと、3 点目なんですけれども、委員長、これ契約のことで、資料 2 の 48 ページに載っています。先ほど説明がございました仮設住宅管理運営業務についての、単年度事業の事務について委託業務、これを継続というふうなお話も先ほど伺いましたので、この点について質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○深谷委員長

はい。認めます。

○伏谷委員

では、まず 1 点目、住宅応急修理から伺います。

これは市役所の入り口に 1 月 31 日に締め切りというふうに大きく載っておりますので周知はされているかと思うんですけれども、先ほどの説明ですと、平成 23 年度では 1,900 ぐらいかなということで考えておったのが 100 件分ぐらいふえるということの説明がございました。100 件ふえて 1 月 31 日に締めてこの金額で確定ということでもよろしいかということをもまず 1 問目でございます。

2 問目なんですけれども、要するに今までは銀行が負担をしてなかったので保証協会と多賀城市に対して軽減していくということで、負担割合が若干軽減されたということの戻し金がこの金額になったということでもいいかということが 2 点目の質問でございます。

3 点目でございます。いろいろときょう、まずこの質問をしようかなと思ったんですけれども、いろいろ資料が朝来たらこのように、山王住宅跡地応急仮設の報告書と、それからアン

ケート、いろいろございました。

先週の、ちょっと日にちは忘れてしまいましたが、河北新報の方に、この共立という委託の業者が談話室を占拠しているという報道があり、それ以降にいろいろと市民の方々からも心配の声をいただきまして、あれはどうなっているんだということで御質問をいただきました。きょう、先ほどこの報告書を読んでいただいてなるほどなということで概要については認識したんですけれども、正直な話、ここの最初の対応の問題が悪かったのかなということの認識はございます。しかしながら、これを見ていると、報告の後で何らかの答えは出ているのかなと。ここに対して今までこういうふうな問題はあったけれども、今後解決に向けてというふうな合意が図られているような報告内容としてとらえておりました。別件でございますが、先ほど城南の仮設に住んでいる方、それから多賀城の公園の仮設に住んでいる方からの市議会への要望ということも見ておりましたので、この辺の経緯というのは、この最初の問題がなければこういった住んでいる方々への今嫌な思いといいますか、いろんな複雑な思いをさせるということがなかったのかなと思いますので、この辺のところはやはり十分気をつけて対処していただきたいなというふうに思っております。私は、この件に関しては、ある程度認識は皆さん済んでいるのかなと思うんですけれども、一番大切なのは、やはり議会としまして私たちが一番確認するのは、その共立に対しての今後委託業務をするということに対しまして、果たしてそれが適正であるか、金銭面も適正であるか、それから業務内容も適正であるか、契約全般が適正であるかということを確認したいと思っておりますので、その辺の認識でおります。まず、最初のこのいろんな問題に上がったこの経緯の発端が悪いというふうに確認しておりますので、その点について所見を述べていただきたいと思っております。

○阿部管財課長

お答えいたします。

応急修理の現状といたしましては、現在、約 1,800 件の申し込みがあります。補正予算の請求時においてまだ県の動向等が未確定であったこと、あと歳出の際に説明したマンションの申し込み数が想定でまだ 100 件近く残っていること、それらを考慮いたしまして、今回特段の事情がある際はまだ受け付けできるということになっている関係上、補正予算として計上させていただいたということになります。

○菊田商工観光課長

先ほど私の方で歳出の際説明したときに詳しく説明しなかった点ということで、まずは最初におわびを申し上げます。

この損失補償金につきましては、平成 19 年の 10 月 1 日以前のやり方と、それから責任共有制度、先ほども申し上げましたけれども、銀行が責任を負うというその制度ができたのがそれ以降、10 月 1 日以降になりますので、現在はこの 2 種類、以前での計算の仕方と、それから 10 月 1 日以降の計算の仕方、2 種類の計算の仕方によって今回の損失補償金を支払うということになります。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

伏谷委員にお答え申し上げます。

最初のボタンのかけ違いといいますか、対応の仕方がまずかったんでないのかというようなことにつきましては、私どももそういうようなことがあったんだろうというふうには認識しております。特に、山王仮設住宅につきましては、仮設の中でも最も早く建設がなりまして入居がたしか5月3日から開始になったわけでございますが、震災後まだドタバタしている、混乱している中で業務が始まったということもございませぬ。私どもの方も目が届いていないというようなことも正直あったのかなど。

そういう中で、そもそも談話室の占拠という部分につきましては、当初の契約、最初にやった契約がいわゆる巡回で常駐ではなかったんです、中身が。勤務も月曜日から金曜日までということでフルではなかったということもありまして、結局その部屋にかぎをかけて周囲を巡回したりとかそういうようなことでない時間もあったように聞いております。その結果として、お住まいの方がぽつと談話室の方に行ったらかぎがかかって使えなかったというようなことがあったというふうに私も認識しております。

そういう中で、仮設の入居者の方からいろいろ御要望が出されまして、その後におきましては、常駐にしたということもございませぬが、いつでもお使いいただけるという形に今変えた対応をしたつもりではございませぬが、委員おっしゃるように、最初の取っかかりが悪かったのではないのかということであれば、それは確かにそのとおりだというふうには言わざるを得ませぬ。申しわけございませぬ。

○伏谷委員

最初の応急修理の件なんですけれども、わかりました。この件につきましては、完了というのは、例えば平成25年度の3月末とかその辺の期限は決まっていたんでしょうか。

○阿部管財課長

工事の完了時期につきましては、以前は年度内、24年の3月31日までという国の方からの通達があったんですが、今現在のところその予算の対応についてまだ不明確な部分があります。県の方からも明確にはまだ示されてはいないんですが、延びるような感覚としかちょっと今のところ言いようがないという状況でございませぬ。

○伏谷委員

というのは、まだ正直な話直してない人もたくさんおります。そして、直せてないという業者もたくさんいまして、双方が非常に不安がっております、すみませぬ。私、今24年と言おうと思ったら25年の3月31日、もうあと残りわずかなんです。今明確な指針がないということが、今申し込んでいる方々の、今のところはその辺延ばしてほしいという気持ちが非常に強いもんですから、これは働きかけをよろしくお願い申し上げたいと思います。それから、先ほどの負担の件についてはわかりました。この以前と以後のものに関しましては、例えば平成19年のものに関して、例えばそこで5年借りていたと。そういうものに関してはもう完了しているんですけれども、最長でそこは何年という融資期間というのは

あったんでしょうか。

○菊田商工観光課長

この関係につきましては、多賀城市の中小企業振興資金というものが該当しておりますので、その場合は運転資金は7年、設備については10年間でございます。

○伏谷委員

では、まだまだそちらの方での、以前の方の対応というところの完了されていない融資の対象もいっぱいあるということですよ。ただ、それは借りている側は全く何も関係ないというふうなことの再確認したいんですが、それでよろしいでしょうか。

○菊田商工観光課長

そのとおりでございます。

○伏谷委員

すみません。ばらばらに3点目なんですけれども、今御説明の中で、この3月31日を目前に1年を迎えるんですけれども、実際あの当時どうだったのかということを見ると、本当に日本が終わったなとかいろんな自暴自棄になった方もたくさんおりまして、いろんな情報も飛び交いながら、本当に何が本当で何がうそなのかということを確認するすべもなかった。そういう状態が3月11日以降数カ月続いたのかなという認識であります。その中で、やはり津波の被害を受けた方々がお住まいをなくしてしまい、そしてやはり避難所生活では非常に大変な思いをしているという中で仮設を早くつくりたいというふうなところでいろいろ県の対応、それから市の対応として仮設をつくっていただき、一刻たりとも早くそこに住んでいただきたいというみんなの気持ちというのは一緒だったと思います。その中で、そこの管理をと言ったときに、私はあの状況、5月のあの状況ではなかなか行政の方が対応する、それも難しかった。しかしながら、一般の方々にそれをお願いをするということはもっとそれ以上に責任の所在の確認も含めて難しかったのではないかなというふうに思います。

当初ここを共立にお願いするときに、なぜ共立だったんだというふうなところの質問、昌浦委員の質問があったと思うんですけれども、東松島市の避難所の運営をお任せしていたということを伺っておりました。その中で、その経験というのを生かすということだったんですけれども、正直な話、多賀城市としてもとにかく本当に管理をしてもらえる方であればというふうな率直な気持ちもあったのではないかと思います。その中で、私はいろんな方々に聞いていると、非常に、最初はぎこちなかったというのがありますが、それなりに対応していただいでどんどんよくなっているというお話も聞いております。やはり一番の問題は、住んでいる方々がよりいろんなお世話をしてもらう場合に、やはりコミュニティがなかなかばらついてしまって、避難所も地域の方がいろんなところに、当初のころから行ってしまったということ。その中でコミュニティ形成というのも本当に難しかったと思います。その中で、やはりお互いに協力し合わなければなかなかこれは一方的な問題ではできないというふうな認識でおりました。そういうことを踏まえて考えるのであれば、私はあの判断は間

違いではなかった。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、今後の運営しかり、それからその運営の委託費しかり、そういうことに関しては、やはり情報を出していただいて、それを精査していくというのが我々の役目でございますので、予算のときに改めてその辺の質疑をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○深谷委員長

ほかにございますか。

○戸津川委員

まず、2点ございます。

1点目は、子ども手当についてです。あと、2点目は共立メンテナンスのことですが、子ども手当の支給が10月ごろから制度が変わりまして、もう一回申請をしないとイケなんだというふうにマスコミなどで報道されていて、そしてまだその申請が十分にできていなくてまだ受け取れない人がいるようだというようなことを聞いたんですけども、本市の現状はどうなっているのか。そしてまた、そういう方が、まだその手続きが終わらない人がいた場合にどんな対処をするのかということをもまず1点お聞きします。

それから、共立メンテナンスのことにしましては、まずきょう朝いただきましたアンケートを初めて見せていただきましたので、このアンケートについてのみ質問させていただきます。

まず、このアンケートが2月4日から13日の間、10日ぐらいの間にやられているんですけども、調査の人数のところは1日のうち20人もかかわったとかたくさんの方々がこのアンケート調査に御苦労されたんだなということがわかりますが、この調査をした人の調査員というのは多賀城市役所の方なのか、それともどなたか違う方なのか、その点が1点と、それからアンケートというのはすごく微妙なもので、学校などでアンケートをとるときにも必ず封書に入れていただくようにして中身がわからないようにしながら、封書と一緒にちゃんとのりづけをして出していただくというようなことはアンケートの常識としてはすると思うんですけども、そのようなことをきちんとしたのかどうかということです。特にこのような共立メンテナンスの事業にかかわることですので、その辺はナイーブだと思いますので、そういう配慮があったのかということと、それから私はちょっと回収率が高いということは大変御苦労されたからそうだったんだと思うんですけども、一番後ろ見ましてぎょっとすることが1人だけお書きになっておりました。アンケートを強制のように何度も催促されたというようなことが書いてありまして、そのアンケートのとり方で、また住民の方が不安を増すようなことがなかったのかどうか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○但木こども福祉課長

子ども手当の申請の周知に関しての御質問でございますが、昨年10月に子ども手当が改正されまして、それ以前の受給者も含めまして3月末までに市の方に申請をする必要が生じたわけですが、先日も新聞報道で11%程度が未申請だというふうな報道がありました。

私どもの方では9月末現在の受給者数が4,816名おられますが、そのうち96%が申請済みでございます、残り190名、約4%が未申請というふうな状況でございます。この申請の勧奨につきましては、制度が変わりました10月に受給者にダイレクトメールを送付をいたしまして、支払い通知とともに認定申請の用紙を送付をしております。その後も広報多賀城への掲載あるいは1月にもまだ未申請者の方にはダイレクトメールで周知をいたしておりますし、広報の2月号、また改めて3月号にも掲載をしながら周知をしてまいります予定でございます。また、ホームページの方も更新をいたしまして周知をしておりますし、今回の報道を受けまして庁内の関係各課の関係機関、そちらの方にもポスター等を張って周知をいただくように今準備を進めているところでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

お答えいたします。

まず、アンケートの調査員でございますが、すべて市の職員でございます。

それから、アンケートの手法でございますが、聞き取り調査でございます。

それから、アンケートの一番後ろに強制のように何度も督促されたというようなこの記事についてでございますが、これは私どものアンケートというよりは、あちこちからいろんなアンケートが何回も入っているということでの苦情だというふうに報告を受けております。以上です。

○戸津川委員

子ども手当についてですけれども、私がすごく心配なのは、このダイレクトメールを送ってもなおかつその返事が来ないという方は、特に私は何らかの手当てと申しますか、何かを必要とする人たちがどうしてもそういうふうになるのではないかと申すことなんです。できれば、私はそういう人こそ、こちらから何度メールをしても返事がないという場合には出かけて行って、そして様子を伺って制度を教えたり申請の仕方を教えたりしてあげることが市として大事なのではないかと申す。そのことは、これはぜひお願いをしたいのですが、それができるかどうかよろしく申し上げます。

あと、わかりました。アンケートについては、私は市の職員が行ったということは大変だったろうなというふうに思います。そして、聞き取り調査ということなんです、私はどんなふうな聞き取り調査の仕方をなさったかわかりませんが、市の職員ですから、いや、実はこの共立メンテナンスというところに今お願いをしているんですが、対応はどうでしょうかねとそんなふうに聞いたのかどうかそれはわかりませんが、どうなんでしょうか。その聞き取り調査ということにもやや……。それは面と向かって答えなければいけないわけですが、その方に対して、それをやはりアンケートと言えるのかどうか。私は、その職員に対して返事をしなければいけないということが苦痛ではない人もいると思います。だけれども、いや、あと本心でないことになってしまう人いなかったかどうか、市としてもこういう微妙なものをアンケートをとる場合に、やはりもっと慎重にすべきではなかったのかなというふうに特にその点を指摘しておきたいというふうに思います。それは要望といい

ますか、でいいです。

子ども手当については答えてください。

○但木こども福祉課長

訪問での周知というふうなことでございますが、実は子ども手当に係る認定請求書の提出のお知らせということで、今改めてその未申請者に認定請求書の提出についてお知らせの文書をまた発送する準備をしております、また3月には未申請者の方に電話連絡をしまして申請をしていただくように周知を図ることで計画をしております。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

先ほど戸津川委員の方からアンケートのとり方といいますか、その辺について注意すべきではなかったかというような御要望ということだったんですけども、出席しております私どもの阿部参事、直接行っておりますので、実際どういうふうな状況で調査したか、回答させたいと思います。

○阿部社会福祉課長補佐

実際、私、2月4日と10日、11日、3日間アンケート調査に従事しております。聞き取り面談という形でお願いしてまいりまして、実際アンケートに答えていただく際につきましては、市役所の者ですけども、共立メンテナンスに対する意見等々ありましたら率直な気持ちでお答えいただければという形でフレンドリーな気持ちでアンケートを行っております。その中において、共立メンテナンスに対する意見につきましては、日ごろよくやっていただいているという声が大多数を占めております。ただ、最後の方になってきますと、市側に対する要望、苦情等が出てきまして、それに対しても真摯に受けとめながら関係部署の方につないでいるところでございます。以上でございます。

○佐藤委員

一つは、92ページの被災事業者再建支援事業で1,000件を予定していたけれども120件の応募で、それで24年度も延長、継続して事業をするというお話でしたけれども、ちょっと詳しく中身をお話してください。

○菊田商工観光課長

昨年以來、11月以來この事業を行ってきていたわけですけども、当初1,000件を見込んでおりました。最初の月のうちは月20件あるいは二十数件という申請があったのですが、年が明けて、その20件にも満たなくなってきたということでございます。そういったことから、理由等については、まだ直しに入っていない方あるいはいろんなものをまだ買っていない方というふうなことも考えられますので、24年度も継続していきたいということでお話ししました。

○佐藤委員

中身は大変使いづらいというか、事務的に大変な作業が伴ったり、あるいは金額的にどうなんだというようなこともあったりする場合もあるかなと思うんです。そういうときに、やはり日常働きながらさまざまな事務的手続というか書類をそろえなければならないという点

ではいろいろな苦勞をしている小さい零細事業者の方々たくさんいます。やはりそういうところであきらめないように、できるだけ使い勝手のよい制度をきちんとつくっていかないと、せっかく 1,000 件という見込みを立てても使い切ってしまうということはなかなか難しいというふうに思うんです。その点では、県やら国やらに、きちんと使い勝手のいいものにして、随時していくというようなことで声を上げていていただきたいというふうに思うんですけれどもどうでしょうか。

○菊田商工観光課長

この制度は市の制度でありまして……。市の制度です。

○佐藤委員

すみません。私、勘違いをしておりました。わかりました。失礼しました。とにかく皆さんが使えるように努力をしていていただきたいというふうに思います。失礼いたしました。次、104 ページの開校記念事業補助金の 70 万なんですが、去年はああいうことでできなかったというようなことなんですが、そうすると結局 50 年ができないということはもうしないということなんですよね。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

ことは震災の関係でできなかったということでお話ししましたけれども、来年度、51 年目になりますけれども、50 年を記念してということで事業を行うということで平成 24 年度の予算の方に計上させていただいております。

○佐藤委員

では、まだそこを見てなかったものですから、御苦勞ですがさまざまな御援助をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次にですけれども、先ほど戸津川委員が触れました仮設住宅の管理運営についてお尋ねをいたします。

さまざまな資料が出ているわけなんですが、アンケートについて、私もまずは市でとったアンケートについてお伺いいたします。

なぜ今市で 2 月 4 日から始まってこんなアンケートをとったのか。その意味を教えてください。

○鈴木保健福祉部長

実は、保健福祉部内で 24 年度の、これは通常ですと 11 月ごろに新年度の予算の策定に入るわけですが、本格的な策定に入るんですが、24 年度の事業についてこの業務をどうしていったらいいかということで、まず部局内で話し合いをしました。入札、それからプロポーザル、さまざまな意見が出たんですけれども、実際に入居されている方々が実際どう思っているのかということをもまず聞かないといけないんじゃないかと、その住民の意思に沿った形で進めていくということがまず一番大事ではないかというときに、たまたま 12 月の定例会でそういう話がちょっと出まして、やはりこれは聞かなければいけないというふうなことで、私ども内部で検討した結果、一応この時期になったと、こういうことでござい

ます。

○佐藤委員

私どもは、委託そのものを悪いと言っているわけでない。緊急事態で委託もあり得るだろうということはあるんです。そういう中で、そのことが結果的によければ、それは継続してもいいしということなんですが、その継続の中身はきちんとやはり公正な形で入札なりなんなりで選んでいくべきだし、事業の中身で選んでいくべきだというふうに思うんです。そういう中で物事を見たり話を聞いたりしている中で、なぜ市が共立メンテナンスに係るということの括弧づきのアンケートをとらなければいけないのかということに非常に疑問を感じます。なぜならば、しかもこれを職員が聞いて回っているというのは、職員を目の前にしてどうですかと言って、やあ、だめだよ、あんなところと言う入居者の皆さんは多分いらっしゃいません。答えは全部そうです。満足しているというのが一番ですから。そういう中で、本当に勇気を持っていろんな意見をつけた人は二、三人いるみたいですが、こういうアンケートが果たして効力を持つのかと。私たち、契約に、さまざまな今からつながるであろう事業に対して説得力があるのかなと本当に思ったんですか。

○鈴木保健福祉部長

私は、十分現段階では住民の民意が反映されているというふうに考えております。

○佐藤委員

住民の民意が反映されているというのは、契約の中身がわかって、幾らぐらい相手に払う中で、それをどのように会社が運営をしているかというようなことをすっかり資料を全部出して、私どもに出して、そして議会の中で審議をして初めて住民の民意が反映してることになるのではないのでしょうか。こうやって対象の人たちだけの、仮設に住んでいる人たちだけの意見を役所が出向いて聞いてきて、そしてそれをよしとして住民の民意が反映されているなんて、そういう判断の仕方はあり得ないと思うんですけれども、それでもそういうふうに言いますか。

○鈴木保健福祉部長

全体的な言い方をすれば、6万人市民全員の意見というふうなことになるんだろうと思いますが、実際仮設に入っている方々の意見が私は一番重要だろうというふうに思っています。

それから、新年度の契約等については、今内部でいろいろあり方、いわゆる人数でも金額でもさまざまなことをもう一度すべて今年度のことを評価して来年度につなげたいということで今作業を行っているところでございます。先ほど伏谷委員の方からもありましたけれども、いわゆる来年度の中身がわからないと新年度予算の審議ができないので、そういった時期までにはそういった中身がわかるようなものも用意して、新年度予算では十分御議論していただければというふうに思っております。

○佐藤委員

住民の民意というのは、仮設にいる方々も当然ですし、いわゆる多賀城市民の納税者の皆さ

んも民意なわけです。そういう中で議会で議論をしていくという点では、やはり仮設に入っている人たちの意向を尊重したくてこういうふうにとったということでは、共立メンテナンスに係るというアンケートのとり方は間違いだったというふうに私は思います。

そして、調査員が延べ36人も調査して、土曜日も出て、職員の皆さん調査して、こんなに人数、どうですかと余裕があるんだったら、私、仮設の運営できると思うんですけども。本当にそう思います。こういう状況がとて、このことを出して議会で説得しようなんてとても信じられない、私。この資料が何の意味があるんですか。このアンケートにどういう意味があるんですか。皆さんが聞いたことに対して、共立メンテナンスの方がよくやってくると言うのは当たり前です。その個人的なつき合いは皆さんあるわけです。それで、あの人がだめだ、この人がだめだと言っている人は一人もいません。ですから、プライベートなつき合いのある中でそういうことはどうですかと言ったら、いいに決まっているんじゃないですか。その上を越した議論を議会ではしていかなければならないというふうに思うんですけども、この点でいかがですか。まだそういうふうに言いますか。

○鈴木保健福祉部長

議論は幾らでもさせていただきたいというふうに思います。ただ、やはり私たちは、最終的にはどこかで決断を下さなければならないという状況でもございますし、多分私が思うに、いわゆる信頼関係を築くまでには相当のやはり時間がかかるんだろうというふうに思います。私も何件かの世帯の方々とお会いしました。初めて共立メンテナンスが入ったときにはどこの馬の骨かわからないというそんなお話を聞いて、でもずっと時間がたつに従って、ああ、この人たちだったら信頼できるなという声もたくさん聞いています。したがって、4月1日から、例えばいわゆる事業者がかわったり、人がかわったりすることだけはぜひやめてほしいという御意見がとて、私も聞いていて強かった。ということであれば、今の方々には何とか継続できる方法を考えていくというのが、今の私たちのスタンスとしては十分御理解いただける内容ではないかなというふうに考えております。

○佐藤委員

十分言っている意味わかります。緊急雇用で失業した方を雇って、その人たちも真剣にやってお一人お一人とコミュニケーションをとられているからやめてほしくないという気持ちはよくわかります。だれも私たちやめさせろなんて言っていません。そういう方たちをつなげながら、しかし共立メンテナンスとの契約の中身やら、経済的にどうなのかというようなことも含めて再度審議をして、それから入札をするなり契約更改をするなりしてやっていくべきだと。きちんと手順を踏んでいくべきだというのが、例えばいつかありましたね。議員の皆さんにファクス送られたとかああいうのもありますけれども、ああいう中身のところでもそういうふうには書いてありました。私たちもうそういう立場で臨んでいく前に、このアンケートを市が音頭をとってとるとするのはどうも納得いきません。何で共立メンテナンスありきなんですか。

○鈴木保健福祉部長

大変申しわけございません。ですから、あくまでも入居されている方々に対して現状の気持ちを聞いているというふうなことでございます。したがって、その結果として90数%の方が望んでいるということであれば、来年度以降も安全や安心や、そしてまたきずなといいますか、信頼関係が継続できるということが前提でございますので、来年度以降の事業のあり方としてそのまま継続していくというのも一つの手法、それから入札するというのも多分一つの手法だとは思いますが、そのことで大きなトラブルを逆に招くようなことがあるとこれはマイナスになりますので、とにかく市民の方々に私どもも寄り添ってまいりたいと思っているという思いは多分佐藤委員と一緒にしたいと思いますので、その方向に向けてこれからも検討してまいりたいと思います。

○佐藤委員

それはさておいて、このアンケートについては、出した人たちだから意義を感じなければ仕事をやったかがありませんので、そういうお話もなされるのかと思いますけれども、先ほど戸津川委員が言いました、この皆さんがやったアンケートの裏の、アンケートを強制のように何度も催促された。このアンケートは、多分このアンケートです。多賀城市応急仮設住宅東日本大震災実態把握アンケート、共立メンテナンスの名前でやっています。これを全戸に出して、そしてしかもさっき言っていましたが、アンケートというものは大変プライベートなこともありますし、今個人情報保護法という法律まである中で、このアンケートどうやって配ったと思います、その会社は、このまま配って、このまま回収したんです。封筒にも何も入れないで。しかも、中はお名前を書いてください。仮設名書いてください。部屋番号書いてください。あなたの家族について教えてください。持病などあったら書いてください。こういう聞き方しているんです。会社のそういう方針というか姿勢というか、そういうことに対してさまざまな入居者の方たちも疑念を持っていると。私、仮設住宅の方からこの間聞いたんですけれども、電話が来たんです。行ったら、アンケートを書いてしまったけれども何かいろいろ書いてしまって失敗したと。回収してきてほしいというようなお電話をいただいているんですけれども、奥さんだけでも。そういうようなことでは、やはりそういう負担をかけていると。そんなアンケートをとるような共立メンテナンスという会社の人権感覚というか、そういうことも含めてやはり議会の議論の対象になるかと思うんです。

もう一つ、何か私うんと大変だなと、許されないなと思ったのは、このアンケートの中にボランティアについてどう思いますかと書いてあるんです。ボランティアについて何をアンケートで聞こうとしたんでしょうか。ボランティアはボランティアで十分アンケートの対象になるというのは、何か大学の調査とか何かならわかります。それがボランティアについてどう考えてますかみたいな、対応について教えてくださいというようなアンケートとして、それを全国に発信していくとかがみに書いてあるんですが、その発信をして、多賀城にこれからボランティア来なくなるんでないかというふうに思うんですが。

というようなことも含めて、会社のありようをきちんと審議をして、それからきちんと契約

という運びにならないとうそだというふうに私は思うんですが、この点についてどうですか。

○深谷委員長

佐藤委員、僕、今間違っていたら多分いろんなところ声が飛んでくると思うので一言発言させていただきます。

これ、債務負担行為でまだ契約、今お名前を出されているその会社は、今現在契約関係にあります。次年度以降については先ほど来どういう方法がいいのか検討していくということで、そのありようについて云々という部分に関しては、この部分で触れるのはどうなのかなという部分をちょっと1点感じたので、アンケートのこのその手法、やり方等について意見ということであれば、今保健福祉部長の方から答弁させますので。

○佐藤委員

では、いいです。聞きませんけれども、今お話ししたとおりでございます。会社のありようというのは、そういうふうにしてさまざまな八方から検討して、そして契約していくものだというふうに思います。ですから、そこは十分議論をしていく中でどうするかというふうな方向性を決めるんだと思うんですが、でもどうも皆さんの態度には共立があって、もう揺るぎない事実のような感じがするものですから、私はいろんなことを言っているわけですし、そうでないならそうでないというふうに言ってください。

○鈴木保健福祉部長

ですから、来年度に向けては現在進行形でさまざまな課題を解決しながら、どういう姿が一番いいのかというふうなことを協議しながら今現在進めているという状況でございます。

○昌浦委員

まずは、昨年12月8日の補正予算特別委員会で、阿部社会福祉課長補佐が共立メンテナンスという言葉を出したので質問させていただきました。

そこで、実は事務局にお願いして、たった1ページなんですけれども、補正予算特別委員会の私と当局とのやりとりの1ページ分、それは何かといったら内海部長の回答が知りたくてその箇所をコピーとってもらった1ページをずっとさっきから読んでいて、昼休みにじっくり読んだとき疑義が出てきたわけです。議会はその都度一つの完結な形であるというのは私も承知しております。ですから、過去にさかのぼるのはいかなものかというものはあるけれども、当時、阿部社会福祉課長補佐だった。議会においては、部長、それに次ぐ次長とか課長が出席しておられると私は認識しておりました。しかしながら、過去に、将来課長とか市の幹部として出世されるだろう方を勉強の意味で議会に、委員会や何かに、議会本会議はないと思うんですけれども、委員会に出席させたという事実は承知しております。阿部社会福祉課長補佐、あなたはどのような立場で12月8日はお座りになっておったんでしょうか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

阿部補佐につきましては、当時の震災発災当時から社会福祉課の担当補佐としてずっと在

籍していたということもあって、当時の状況をつぶさに知っておるということもあったので出席をさせたものでございます。

○昌浦委員

現時点では、あるいは今職名は参事になられているかと存じておりますけれども、当時は補佐として上司の命によってあの委員会に御参加していたということは今明らかになりました。

では、そういう立場でございますし、先ほど御回答もされておられるので、あなたに御質問をさせていただきたいと思います。

これは、部長、それから次長でなくて阿部参事の方にお答えいただきたいんですけども、冒頭、私の質問に対して、業者選定の折には入札は行っておりません。東松島における避難所運営の実績をもちまして共立メンテナンスと随意契約を行っておりますという御回答を阿部参事の方からいただいております。しかるに、私の頭の中にはおやおやと。ちょっと待てよと。後日、新聞報道でもおわかりのように、こういう仮設の委託をしているのは本市以外ないという。私もそう思っていた。何でこれやったんだろうと。2月14日、そのことをお聞きしようと思って東日本調査特別委員会でちょっとそのことに触れたら、委員長より別な機会にということなので、ぜひとも私の心の中になだかまっているこの疑問を御回答いただきたいと思います。そこからまた質疑をさせていただきます。

○阿部社会福祉課長補佐

共立メンテナンスの方に随意契約した経緯でございますけれども、東日本大震災により急遽建設される応急仮設住宅の管理運営に当たりまして、緊急に業者を選定する必要があること及び東松島市で避難所運営の実績があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づきまして共立メンテナンスに随意契約したものでございます。

○昌浦委員

それは再度の質問の中にもやはり地方自治法の定めにとりまして随意契約をと阿部参事はお答えになっておりますので、今の答えで了としますけれども、では、素朴な疑問です。よそは自分たち市が主体となって仮設運営をやっていこうというときに、サービス提供のためと言うけれども、どこだってあのとき震災対応には大変職員たち駆り出されてやっているけれども、やはり住民を守るのは市みずから、あるいは町みずからというふうなお考えから、仮設の運営を民間にゆだねたという自治体は本市以外ないという。ですから、阿部参事の御回答は、初めに仮設をだれかにやってもらおうという発想で進めていたものなのか。それは、いわゆる保健福祉部を含めたその部内での意思統一のもとになされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○内海総務部長

当時私が保健福祉部長でございましたので、そのような形で進めるようにというふうな形で合意はできておりました。

○昌浦委員

わかりました。そこでなんですけれども、きょうの議案第 16 号関係資料、追加資料です。先ほどから市が行ったアンケート。この問 2、保健福祉部長は民意をはかるためにということアンケートおとりになったんだけれども、4 月以降も現行どおり共立メンテナンスへの業務委託を進めてよいかという問 2、問 1 もそうなんだけれども、これは例えば仮設住宅管理運営について現行の体制でいいとか、今後どうなのかみたいに会社名をあえて市が出して、一番簡単でいいんだけれども、しかしそういうアンケートのとり方というのは、初めにもう 4 月以降も現行どおり共立メンテナンスにさせてもらいたいというような意思がありありと見えるようなアンケートに私とれるんだけれども、工夫なかったのかしら。

○鈴木保健福祉部長

特に大きな他意はございませんでした。

○昌浦委員

大きな他意がないでなくて、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、業者名を挙げてわざわざ、さっき佐藤委員は、11 日を土曜日とおっしゃったけれども、たしか 11 日は祝日だよ。土曜日で祝日だよ。建国記念日だと私は記憶しているんだけれども、そのときにも、土曜日なんか、何だ、4 人か。阿部参事までも行かれているようだけれども、そういうふうにして市職員が聞き取りという極めて私からすると乱暴なアンケートです。工夫なかったの。アンケート用紙を配って後日回収に参りますとか。

私、2 月の 1 日だったかな、ファクス流れてきたんです、私の事務所に。何か山王に入っているらしい仮設の代表者なのかな。1 月 31 日付だけれども、私どもに来たのは 2 月 1 日の 14 時 42 分というコメントがあるんですけれども、多賀城市議会議員各位様と。この 2 月 1 日、1 月 31 日とか 2 月 1 日にこういう何か入っている方からのお考えを示したやつが各議員の家というか流れたと思うんです。それに符合するようにこれ出ているの。さっきいろいろ入札とかプロポーザルとか住民の意思に沿った形で内部で検討、でアンケートをとると。たまたまのタイミングなのかわからないけれども、極めて何か近い時点でのアンケートで、何か慌ててアンケートとったようで、これは私の感想ですけれども。要は、4 月以降も共立メンテナンスにお願いするありき論で行動をとっているし、行動をとったように思われるし、それから先ほどからの回答も、部長いわく、いずれは最終的には決断を下さなければならぬというか、もう決断できているみたいなお話のような御答弁されているんです。どうなんでしょうか、その辺は。そういうことはないというふうに確信しているんですけれども、それでいいんですね。

○鈴木保健福祉部長

現段階では、決定しているということでは決してございません。

○昌浦委員

それでなんですけれども、不幸なことに、この間もその話になってしまったんだけれども、山王の問題の。男性の方がお亡くなりになって、あのときも議員の方たちいろいろ話しましたよね、管理体制も含めて。亡くなって 3 日ぐらいわからなかった。それから、市役所が

事実を知ったのは発見された翌日という。これ、随意契約を結ばれてそれぞれ契約はされているけれども、かなりこれは市と今の請け負っておられる会社の中で安易なと言っただけかな、余り難しく考えないで今まで運営していた嫌いがある。その辺あたりはどういうふうに保健福祉部の方で総括していらっしゃるんでしょう。

○鈴木保健福祉部長

確かに数日経過したというふうなことについては、私どもとしても反省をしなければならぬ点たくさんあったんだろうと。あったことも事実だと思います。必要なことは、今後このようなことがないように、ある一定の時間で必ず発見できるようなそういうふうな新しいシステムを導入していくということが私たちに与えられた使命だというふうに思っております。

○深谷委員長

ちょうど時間区切りいいので、10分間休憩します。再開は25分。

午後4時15分 休憩

午後4時25分 開議

○深谷委員長

それでは、再開いたします。

○藤原委員

私も仮設住宅の管理委託問題についてお尋ねしたいと思います。

最初に、市長にお尋ねしますが、地方自治法の第2条の14項にどのようなことが書いてあるのか、頭にあればお答えください。もし、頭になければ、総務課長なりどなたかでもよろしいですが、お答えください。

○菊地市長

ということ書いてあるかわかりませんので、わかっている方に答弁させます。

○内海総務部長

10何条でした。（「第2条の14項」の声あり）第2条。最少の経費で最大の効果を云々というふうなくだりだったかと思います。

○藤原委員

さすが総務部長ですね。地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、こういうふうに書いています。

市長は、この文言についてどのように思われますか。

○菊地市長

文言のとおりだと思います。

○藤原委員

私も全く同感なんです。そういう立場からお尋ねしたいと思います。

まず一つは、今問題になっているのは、今委託している業者に引き続き任せていいのかどうかという、あるいは随意契約でいいのかどうかと、そういうことが問われているんだと思います。

まず一つなんですが、孤独死の問題です。これは、発見できなかったという問題は、やはりその業者の力量が問われる問題でもあったというふうに私は思います。その点で、この間の特別委員会のおときは幾つか宿題がありました。私が言ったのは、6日、7日、8日、9日、10日と1日に1回しか行ってないときに、11日にどうも異変を感じたらしくて3回亡くなった方のところに行っているわけです。2回目のときにドアにかぎがかかってないというのを確認しているわけです。その方は、ドアのすぐ向こうで倒れていたわけです。どうも私は不自然な感じがする。異変を感じて3回も行ったんだったら、かぎがあいているのをわかったらもう少しきちんと中に入って見るなりするものではないんだろうかと。その辺にどうも私は不自然さを感じるわけ、この間の報告に。その点について、保健福祉部できちんと確認をするということになっていましたので、その結果がどうだったのか御報告をいただきたいと思います。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ただいまの件につきましては、特別調査委員会の際にお話をいただきましたので、その後共立メンテナンスの方に再度確認をいたしました。11日の日、亡くなった方のところを訪ねた社員に共立の方でも確認をしたそうなのですが、極端な話といいますか、基本的には気がつかなかったという回答でございます。

○藤原委員

これは阿部委員も質問しているんですけども、かぎがかかってないというのは、普通かぎがかかっているか、かかってないかというのは外側から見てもわからないわけで、あけてみないとかぎがかかっているかないかわからないんです。だから、ドアあけてみたのではないかと私は思うんです。この疑問は、私以外からも阿部委員からも出ていたんですけども、その点についてはどのように共立は言っているんですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

繰り返しになりますけれども、共立メンテナンスの方に確認した結果としては、回った社員に再三確認をしたけれども、気がつかなかったということで回答をいただいております。

○藤原委員

これは特別委員会で具体的に質問が出ていたから、今の答弁で私は納得できません。幾ら聞いても答え返ってこないんで次に移ります。

二つ目ですが、仮設住宅に自治会をつくることが非常に私は大事だと思っているんですが、その点の認識については皆さんはいかがですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

同じでございます。

○藤原委員

これは当然ですね。委託業者の勤務というのは9時から6時だから、やはりそれ以外にどうするかというようなことになったら、これは自治会がきちんとできて住民相互のネットワークができないと夜間の緊急時の対応というのはできないわけです。

それで、例えばきょういただいた資料の77ページに、業務委託仕様書のその3があります。2の業務の内容の(1)のところに仮設住宅内コミュニティ組織づくりの支援、運営全般への助言というのがあります。2業務の内容の(1)です。例えば、これは自治会づくりに対する支援なんかも入っているんですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

はい、入っております。

○藤原委員

今何カ所で自治会ができてますでしょうか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3カ所と認識しております。

○藤原委員

どこどこでしたか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

山王と城南と高橋だったと思います。

○藤原委員

私は、全部の被災自治体に電話したわけではないんですが、例えば東松島市ではすべての仮設住宅に自治会ができております。そして、どういうことをやっているかといいますと、社会福祉協議会は主に介護が必要な人たちを重点に回っていると。自治会は、比較的元気な人たちのところを回って安否確認をやっている。そして、課長が言っていましたけれども、毎朝ラジオ体操をやっているんだそうです。それで、朝ラジオ体操に来なかったので役員が行って見たら倒れていて助かったと。そういう例もあるんですと、誇らしげに話をしておりました。東松島や名取やそういうところが100%自治会をつくっているときに、何で自治会づくりの支援も委託内容に入っているのに、年間6,400万も金払っているのに、こういうふうな状態になっているのかと。それは考えてみたことありますか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

各仮設ごとに自治会があるというのは、藤原委員がおっしゃるとおり私どもも望むところでございます。ただ、これはやはり強制されるものではないということもございまして、私どもの方で業者の方に委託している仕様の中にはそういった機運を高めてもらってなるべくそういう自治会組織をつくってもらうように支援して欲しいという中身にはなっております。現実問題、私どもの方も月1回は各仮設で調整会議というものを持ちまして、そこで民生委員であったり私どもの職員あるいは共立メンテナンス等々集まりましていろいろな話をさせていただいております。その中では、例えば自治会のないところ、例えば多賀城中学校であったり多賀城公園であったりそういう仮設の方からは、任意ではございます

けれども、一応自治会の代表者という形ではなくて住民の方の代表というような形でお一人なりお二人出ただけませんかというようなことで、そういう会議には参加はしていただいております。そういう中でいろいろお話はこれまでもさせていただいておりますが、今のところ自治会組織までつくるところまでは至っていないというのが実情でございます。

○藤原委員

これは率直に言わせると、関与し過ぎなんです、委託業者が。どんどんできています、よそは。ところがこれ見ると、例えば集会所の管理も委託業者になっているわけ。だから、町内会が会議開くのに共立から許可申請書をもって許可申請書か何かを出してやっているような状態です。私は、これでは自治会なんかできないと思います、こんな感じだったら。24年度にどこが受託するかわからないけれども、本当に自治会ができるようにするためにどうしたらいいかというのを、私はこの委託項目を見直したらいいのではないかと。例えば、(1)だって、私はかえってこういうのない方がいいと思います。こういうのあるからかえってできないのではないかと。それから、(7)だってそうです。町内会の会議開くのに、共立から許可もらってやると。清掃の委託だったらわかります、私は。だけれども、管理権もないわけだ、町内会に。それでは自治会は育たないんじゃないですか。それから、町内会で区長を出したいというようなことを言っても、いや、区長業務は共立に委託しているからあなたのところに町内会させられないみたいな、区長させられないみたいな話になっているでしょう。なぜそこに住んでない人に区長業務をさせなければいけないんですか。だから、私はこの委託内容が、仕様書が自治会の自立を阻害していると思います。その辺で、私はもう少しこの仕様書の見直しをやった方がいいんじゃないかと。

そして、今度だって住民の人たちはわかっていた。今度の孤独死だって住民の人たちわかっていたんです。だけれども、ばらばらみたいな状態になっているわけです。本当に住民の人たち自身が自立をし、ネットワークをつくり、自治組織ができるように、ちょっと私は見直した方がいいと思います、これは。いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

私も今の藤原委員と気持ちは同じでございますので、今事務局の方でいろんな将来に向けて、4月に向けて仕様書の見直しを行っているところでございますので、ただいまの御意見も参考にさせていただきたいというふうに思います。

○藤原委員

次に、随意契約問題です。保健福祉部長は、今から考えるなんて言ったんですけれども、次長は説明ではっきりと随意契約でいきたいというふうに答えておりました。一体どちらですか。私は、随意契約はしませんとはっきりと答えていただきたいんですけれどもいかがですか。

○鈴木保健福祉部長

随意契約も一つの契約の形態ということでございますので、例えば共立メンテナンス以外

の業者と随意契約をする場合もございますでしょうし、要は4月以降、どんな形が一番いいのかということをご検討しておりますので、随意契約も一つの手法ということもございます。

○藤原委員

そんな適当なこと言ってだめだよ。共立以外と随意契約やる場合があるんですか、本当に。ぺらぺら適当なこと言ってだめだよ。はい、もう一回。

○鈴木保健福祉部長

先ほどのアンケートからも見てとれますように、現段階としては株式会社共立メンテナンスが継続をしていくことが一番望ましいというそういうアンケート結果も出ておりますので、それを阻害するような要因がもしあるんだとすれば、それは別な契約の形態もあるかなというふうに思っております。

○藤原委員

だから、本音はそこにあるということだね、皆さんは。うなずいているけれども。それで、聞きますが、これは昌浦委員が質問しましたように、この業者を選んだとき自体がまず不透明です。東松島市の実績なるものを皆さん盛んに強調していますが、共産党の議員団4人で東松島に調査に行っていました。非常にびっくりしたんです。何にびっくりしたか。東松島市の契約は5月13日でした。びっくりしまして、えっ、そんなことないんじゃないですかと課長に聞いたら、いいえ、間違いありませんよ、こうですよ。5月13日の契約書を見せてもらいました。多賀城市の契約日はいつになっていますか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

多賀城市の方の契約は4月28日付でございます。

○藤原委員

すると、東松島市の実績というのは一体何ですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これまでの回答でもたびたびお話し申し上げているかと思うんですけども、東松島市では避難所の運営実績があったということで、そこを参酌したということでございます。

○藤原委員

いつからいつまで避難所の管理運営を委託していて、それを実績と評価したんですか。いつからいつまでの分。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

東松島市の具体的な期間というのは正直わからないんですけども、実際にその避難所に入っていたのは4月下旬から共立メンテナンスの方で入っていたというふうに聞いております。

○藤原委員

よくそんなに正直に言えるね。4月下旬というのは5月近いあたりを言うんだよね。4月の28のあたりとか、26のあたりとか。何で4月下旬から東松島市の避難所の運営を

始めたのに、4月28日に契約を結んだ多賀城市が東松島市の実績を参酌して決めたというふうになるんですか。

○鈴木保健福祉部長

当時私はちょっとおりませんでしたけれども、当時の記録でしかちょっとまだ私はお答えできないんですが、4月下旬ということで、下旬は30日も下旬かもしれません、少なくとも当時確認をとって、今共立メンテナンスがいわゆる東松島の方とおつき合いがあるという、避難所運営ということでおつき合いがあるということの確認をとった上で、起案文書の起案理由にも書いておりますので、何日に確認をとったかというのまでは記録としてはわかりませんが、確認をとったことについては事実だというふうに考えております。

○藤原委員

あなた方は、東松島市の実績を参酌してこの業者を選んだとはっきり答えているんです。だから聞いているんです。結局、いつからいつまで避難所の委託を受けていたか、あなた答えられないんでしょう。答えられるなら答えてちょうだい。契約は5月13なんだよ、何回も言うけれども。だから、あなた方は、実際には東松島の実績なるものは全然調べてないと。恐らく私が想像できるのは、共立がセールスのためにそういう話を多賀城に持ってきて、それをうのみにして選んだということではないですか、これは。私聞いてきました。共立が東松島市に出入りを始めたのはいつからですか。5月13日まで何をしていたんですか。丁寧に答えてくれました、課長は、自分のところのものじゃないから。いいんですか、こんなことで随意契約やって。随意契約は例外でしょう。総務担当、随意契約について説明してください。制約があるでしょう。

○内海総務部長

随意契約の理由としては、地方自治法施行令の167条の2に各号立てで記されておるわけですが、今回の事案に関しましては、その何号かちょっと詳しくは忘れちゃったけれども、いわゆる緊急で入札に付することができない状況の中、そういった理由の中で今回随意契約をしたということでございます。

○藤原委員

説明自体は間違いじゃないです。地方自治法の234条に契約の締結というのがありまして、その2項に、前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができると、そのように書いてます。

それで、皆さんは確かにおっしゃるように、地方自治法施行令の第167条の2に随意契約の条件が書いてありまして、その第5項に緊急の必要により競争入札に付することができないときは、随意契約でいいよと言っています。だから、あの時点で随意契約やること自体がだめだとは私は言わない。だけれども、なぜ共立を選んだのかという説明は、全然あなた方成り立ってないです。議会にでたらめな説明したということなんです、つまり。その点について何か回答ができれば。

○内海総務部長

当時いろいろなビルメンテナンスの会社であるとか、あるいは学生向けアパートの管理会社であるとか、そういったような情報は持っておったわけですけども、とにかく緊急で対応しなくていけない、要は職員ももう目いっぱい被災者対応に当たっていたという状況の中で、そのようなところを情報として収集をしたということでございます。

○藤原委員

いずれにしても、あなた方の論拠は全く崩れたということです、なぜ共立かということについては。

随意契約でいいのかということに関連して、先ほど市長が最少の経費で最大の効果が出るようにしなければいけないだと。私もそう思うとおっしゃいました。私もそう思います。それで、東松島市に行って仮設住宅の経費を聞いてまいりました。その質問に入る前に、まず前段で実務的な話なんです、来年度予算が8,946万円になっています。これは23年度実績に基づいて予算計上したと。根拠のない数字ではないというふうに理解してよろしいですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

債務負担の方にのせているものはあくまでも限度額ということでございますが、共立メンテナンスの方から見積もりをいただいたものを計上しております。

○藤原委員

東松島市では、東松島市の24年度の仮設住宅の予算額は1億2,800万円でした。これももちろん今年度実績に基づいて予算計上してると。それで、仮設住宅の戸数、東松島の仮設住宅の戸数は1,753戸です。1戸当たりの仮設住宅の委託費を出すと7万3,017円です。うちの場合はどうかと。共立から出てきたやつを予算計上して357戸で割ると、多賀城民報には1億1,128万3,000円と書いたんだけど、委託料だけで見ると8,946万だからそれを375で割ると25万円です。1戸当たり25万円。これは多賀城の1戸当たりの仮設の経費は、東松島の何倍かと言うと3.43倍なんです。3.43倍の1戸当たりの委託費が出ているのに、今度も随意契約でいきますとなぜ言えるんですか。今、七ヶ浜もちょっと問い合わせしているんだけど、七ヶ浜はなかなか出てこなくて。先ほど市長が言った最少の経費で最大の効果という話からすると全然逆の話でしょう、これは。だから、人気投票で決まるものではないです、契約は。あの人がいい、あの業者がいいで人気投票で決まるんですか、3.4倍の委託費を無視して。お答えください。

○鈴木保健福祉部長

それぞれの被災された市町村にはそれぞれの考え方があるということも一つはありますが、今たまたま金額の話が出ましたので、先ほど来から何度か申し上げておりますが、この辺の金額の話についても現在仕様書の中で考え方を新たにもう一度再構築をしているところでございます。確かに、今年度に限ってはそういった緊急的なこともありましてこのような状態にはなっていますが、来年度においては内容を見直したい。

一つだけ私どもが今考えている参考例をお話しさせていただきますが、他市町村での見守

りということも、例えば小中学生の子供を持つ比較的若い世帯については、安否確認というふうなことについての必要性は非常に薄い。したがって、週に1回とかそういった回数でいいよと。ただし、高齢者のひとり暮らしとかは1日に何回か見なければいけないよというふうな、そういったいわゆる手厚く訪問するお宅とそうでないお宅と分けて、そのときには実際必要な人数は何人なのかと、そういったことの他市町村の事例を今回いろいろ勉強させていただきましたら、実際他市町村の仕様書の中ではそういった項目も見られました。

端的な話を言えば、多賀城市が今共立メンテナンスが雇用している方、これはパートも含めて28人ということなんです、調査した結果からは、多賀城市のいわゆる雇用している人数がちょっと多いというふうなことがあります、やはりこの辺もちょっとこれから見直していかなければいけないだろうなというふうな考えているところでございます。

ただ、今回、今年度に限って言えば、その採用されている28名はすべて震災の被害を受けている方々ということで、一方では職を失った方もいらっしゃれば、さまざまな方がいらっしゃるというふうなことがあります。決してここで雇用問題を取り上げるつもりはありませんが、今後4月以降に向けては人数を圧縮していくということになると、そういった問題も出てくるということ。

それから、ちょっとこれは言い過ぎかもしれませんが、いわゆる安全安心というものをどういう形で、今回たまたま不幸な出来事が起きてしまったので我々も深く反省していますが、今後に向けてはそういったことがぜひ起こらないようにやっていくために、どんな人数で、どんな業務の内容にしていったらいいのかということが、結論から言えば仕様書の見直しというふうなことでございますので、今後新年度予算に向けてその辺はきちんと御説明をしてみたいと、このように考えています。

○藤原委員

肝心なことは全然答えないね。結局不透明なまま随意契約をやったんです、去年の4月に。そして、言うがままに契約したんです、あなた方は。来年度予算も言うがままに予算計上したんです。そして、私どもが何もこの場で指摘しなかったら言うがままに随意契約やろうとしていたんです、あなた方は。問題はそこにあるんです。だから、24年度の委託については、随意契約はしませんと何で答えられないんですか。市長、いかがですか。

○菊地市長

この中身、まだ私の方で精査しておりません。東松島と多賀城の1,753戸と357戸で人間的な配置からどんな運営の中身なのかということも精査してないから、金額だけで言うと確かに3.43倍ということかもしれませんが、その中身を精査した上で判断しなければいけないのではないかなというふうに思います。

○藤原委員

ちょっと5時までには終わらないんで、月曜日もやるので、それまでに考えてください。それから、市長にお尋ねしたいんですが、委託管理会社が仮設住宅のお宅を訪問して会話を

隠れて録音すると。こういうことはあってはいけないことだと私は思うんですけども、市長はどう思いますか。

○菊地市長

いや、そういう事実があれば、それは遺憾なことだというふうに思います。

○藤原委員

それから、ある仮設住宅で焼き肉パーティーをやったと。お金が足りなくなると。ボランティアにお金を出すように要求して、断ったら、じゃああなたは出入り中止だと。そういうことは、私は許されないと思うんですけども、市長、いかがですか。

○菊地市長

ちょっと中身がどんな感じでどういうふうな状況になったのか、具体的には、事実そういうことがあったとしたら、それはとんでもないことだというふうに思いますけれども、事実なのかどうかは私も把握してませんからちょっと言いかねます。

○藤原委員

では、どういう事実があったのかということについては、月曜日に紹介します。

○深谷委員長

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来る2月20日は午前10時から特別委員会を開きます。

御苦労さまでした。

午後4時58分 延会

補正予算特別委員会

委員長 深谷晃祐